

内水面環境の再活性化提案

2022年5月

一般社団法人ClearWaterProject

担当：瀬川

TEL: 052-861-2287 メール: support@tsuritickets.com

川・湖は人口に比して資源量（釣り対象魚の数）が限られているため、資源管理主体は必須。

but

内水面漁協の制度は制定時と条件が異なり過ぎていて現在に合っていないことで、努力しても報われず、多くの漁協にとって運営持続が難しい状態である。



①自立して持続可能な組織運営制度に変更

②地域をないがしろにせず、外来種対策・天然魚保持等のバランスもとり、発展と調和を保つ

の方針で制度変更対応必要

【制度変更案】

1. 遊漁料、増殖、組合、組合員 等 制度面の見直し
2. 漁協の役割から増殖と遊漁収入徴収分離を可能に
3. 方針を叶える制度整備。そのための研究会の立ち上げと後押し（目標：法案・解釈草案の提示）

対象想定＞＞

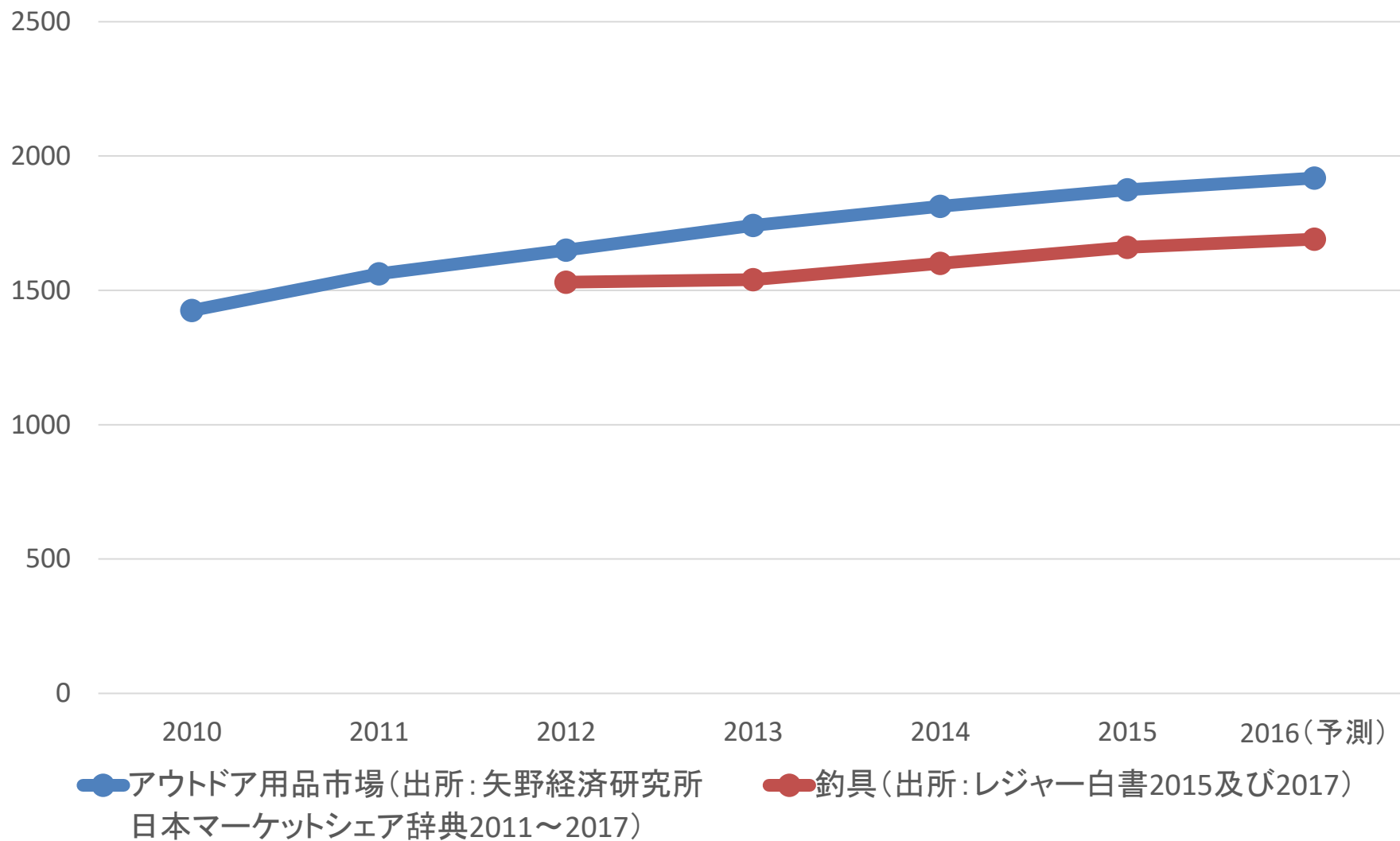
- 増殖目標数及び認定増殖方法
- 組合員定義
- 遊漁料設定枠組み
- 漁協新規立ち上げ要件
- 漁協免許要件、水産資源管理主体要件
- 増殖義務と遊漁料徴収権の紐づけ
- 漁協の資料作成・行政提出資料の必要性見直し
- 漁業法例規集等、法解釈の見直し

1. 内水面釣り人口の現状
2. なぜ内水面の釣り人口が減少しているのか
3. 内水面遊漁の可能性は？
4. 内水面制度の問題点
5. 内水面漁業制度制定の背景
6. 内水面制度改革の基本骨子

1. 内水面釣り人口の現状

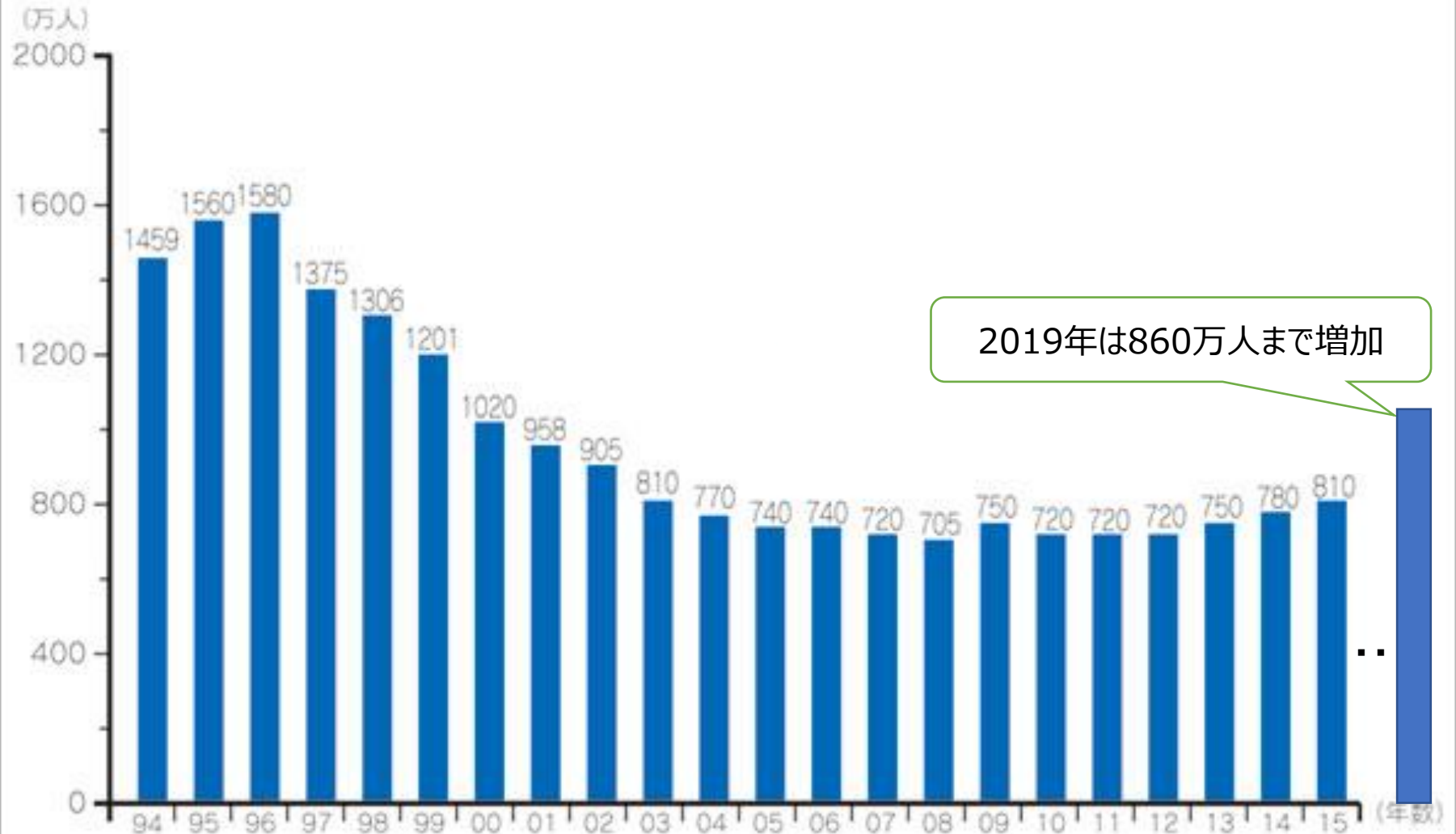
アウトドアと釣り市場規模（2017年時点調べ）

スポーツ用品分野別国内市場規模（億円）



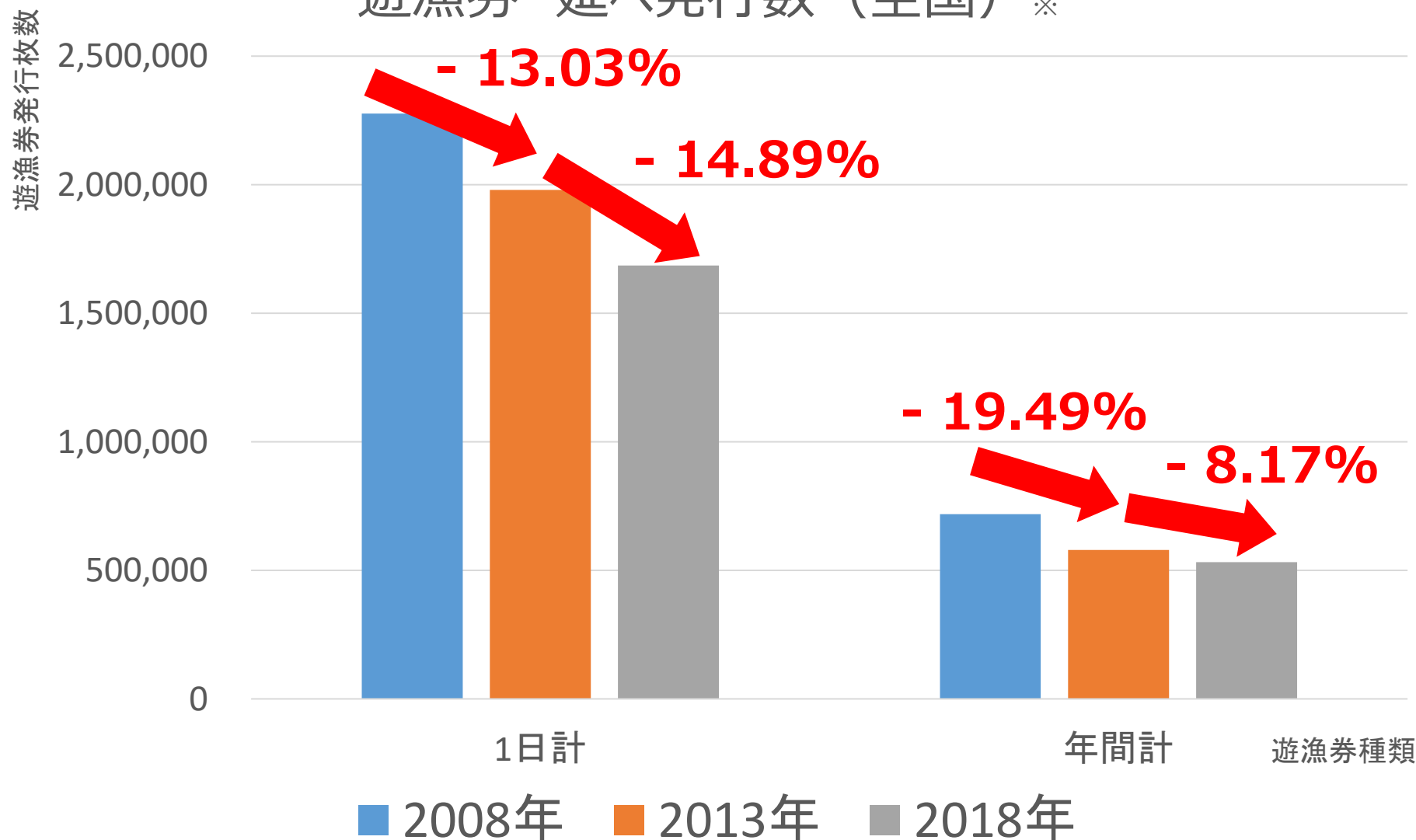
オートキャンプ参加人口の推移

オートキャンプ参加人口の推移(推定値)



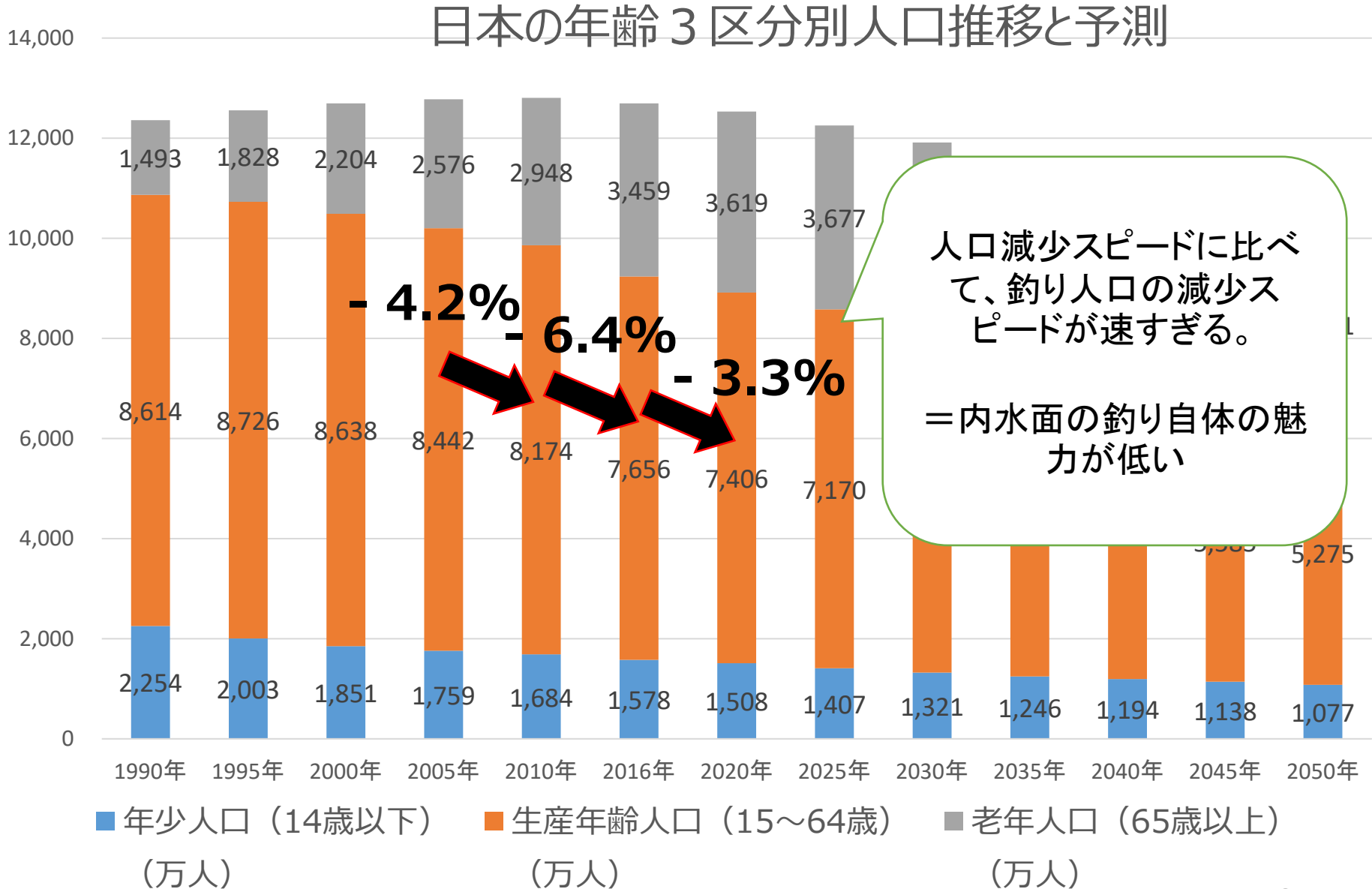
内水面：遊漁券延べ発行枚数（2020年時点調べ）

遊漁券 延べ発行数（全国）※



※2008年、2013年、2018年漁業センサスより弊社作成

日本の年齢3区分人口推移と予測（2021年時点調べ）

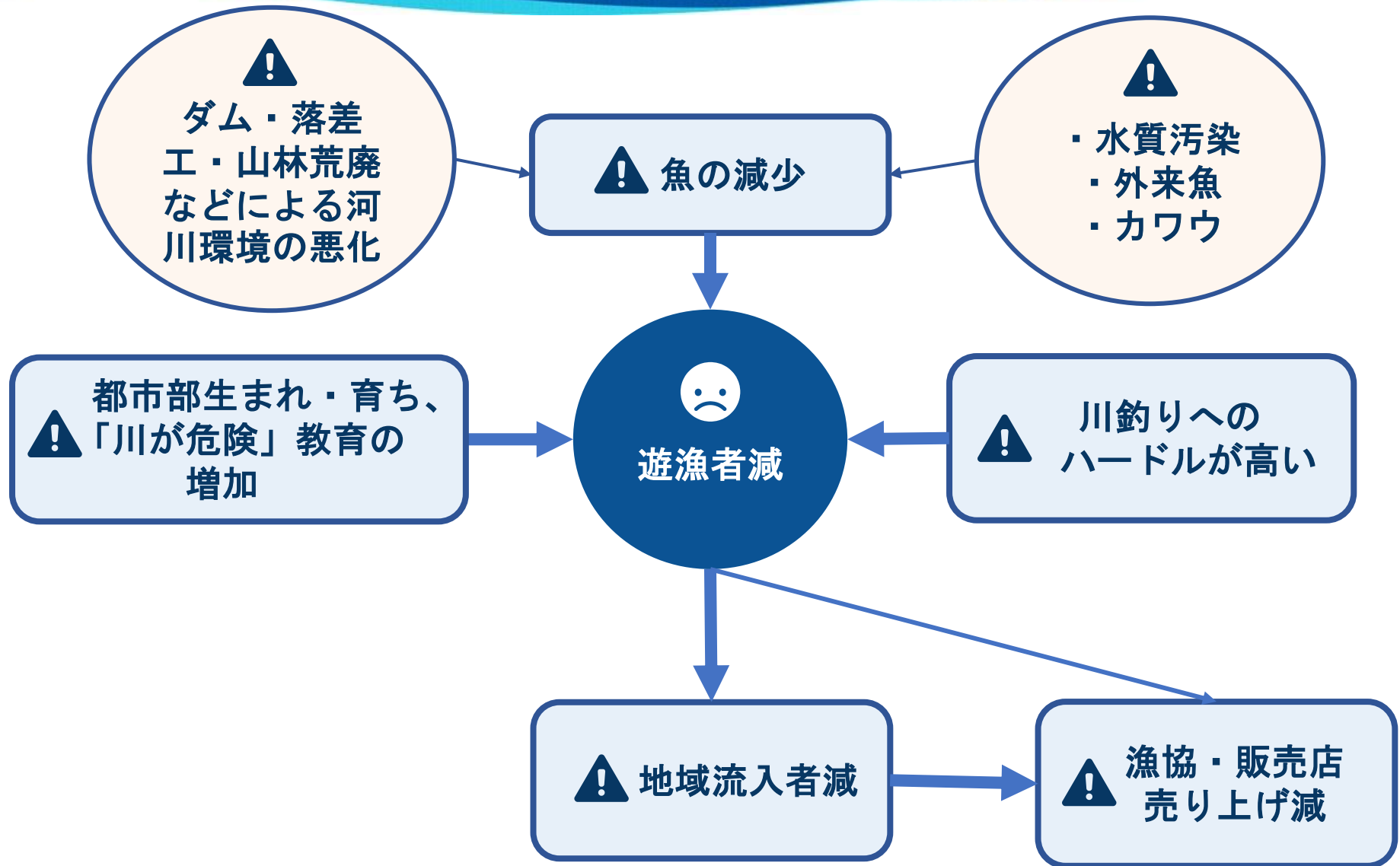


日本の人口動態より、
内水面釣り人口の減少のペースが早い。
ただしアウトドア人口は増えている。

(同じ自然レジャーカテゴリーとして何故このような違いが出ているのか?)

2. なぜ内水面の釣り人口が減少しているのか

内水面漁協の取り巻く環境



鮎の事例：釣り人口の高齢化

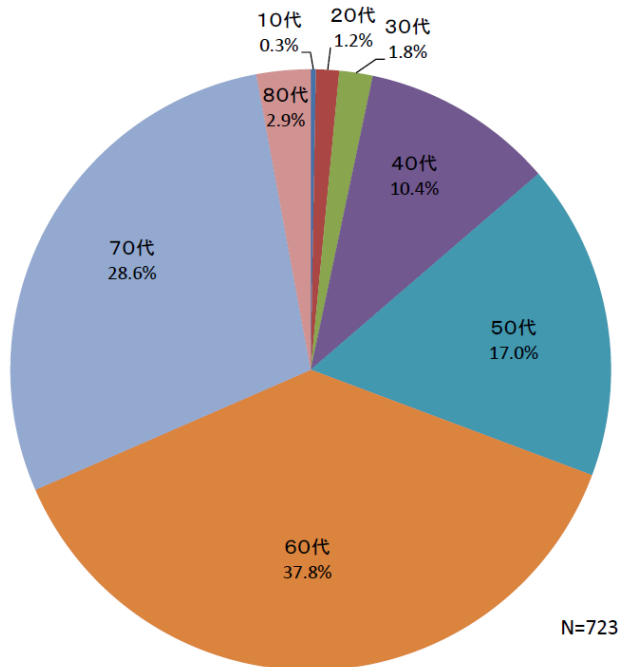
平成30年度庄川あゆ友釣り年券購入者年齢組成

年代	人数
10代	2
20代	9
30代	13
40代	75
50代	123
60代	273
70代	207
80代	21

平均年齢
64.3

確認できた購入者数 723名（総購入者749名の96.5%）

平成30年度あゆ友釣り年券購入者年齢組成



鮎釣り人口の高齢化が顕著。
どの漁協でも、鮎釣り人の平均年齢は左記富山県庄川沿岸漁業協同組合連合会が提示している60歳以上の状況とほぼ変わらないのが実感値である。

釣り人視点の鮎：セツトが高い

最安セットでも5万円程。一般的イメージは竿だけで10万円ぐらい。溪流だと半分の2.5万円ほどで開始できること、他の遊びでも、例えばスキー1回レンタル込みでも1万円程度であることを考えると、初回ハードルが高い。

		
PR ダイワ(DAIWA) 貼竿 プライム 貼 コロ ガシ・Y 81・Y 釣り竿	PR ダイワ(DAIWA) 貼竿 プライム 貼 コロ ガシ・Y 72・Y 釣り竿	PR ダイワ(DAIWA) 貼竿 銀影エ T・E 93・E 釣り竿
29,800円 送料無料	26,500円 送料無料	133,000円 送料無料
298ポイント(1倍)	265ポイント(1倍)	1,330ポイント(1倍)
 39 ショップ	 39 ショップ	 39 ショップ
 ジョイホームセンター楽天市場店	 ジョイホームセンター楽天市場店	 ジョイホームセンター楽天市場店
		 フィッシング道
		最安ショップを見る

 ダイワ(Daiwa) 銀影工A 90・V /貼釣り 貼竿 【釣具 釣り具】 136,290円 送料無料 1,362ポイント(1倍) 田 釣具のFTO	 ダイワ(Daiwa) アバンサー 急瀬抜 90M R / 貼釣り 貼竿 友竿 【釣具 釣り具】 56,980円 送料無料 569ポイント(1倍) 田 釣具のFTO
最安ショップを見る	最安ショップを見る

最低限必要な鮎釣り道具を最安値で揃えると...

鮎竿	30,000 円
タモ	2,000 円
引き舟	6,000 円
タビ	7,000 円
仕掛け・針など	5,000 円

合計 50,000 円

※およその目安です。

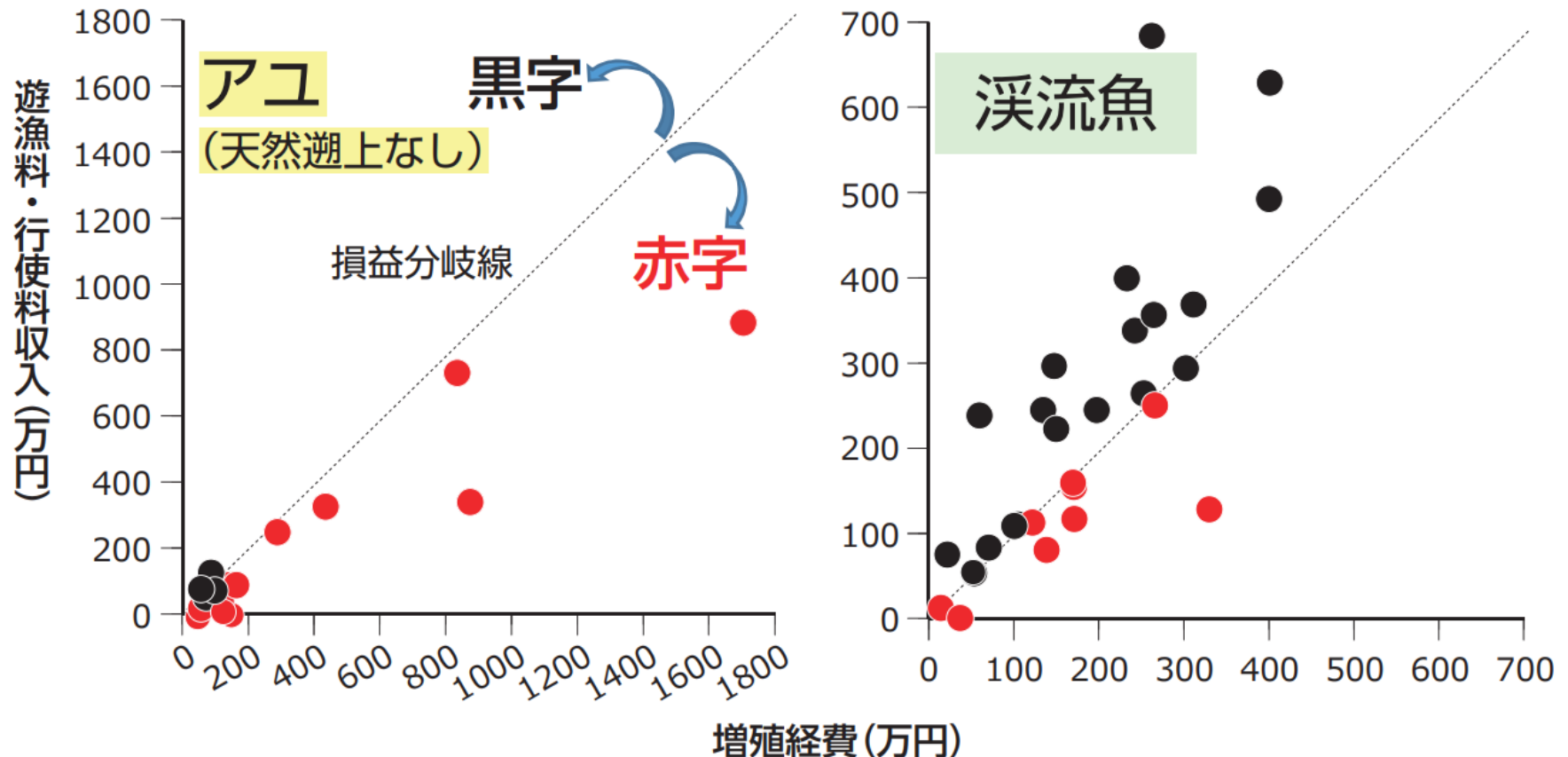
出典：鮎釣りハック

漁協視点：鮎は赤字事業

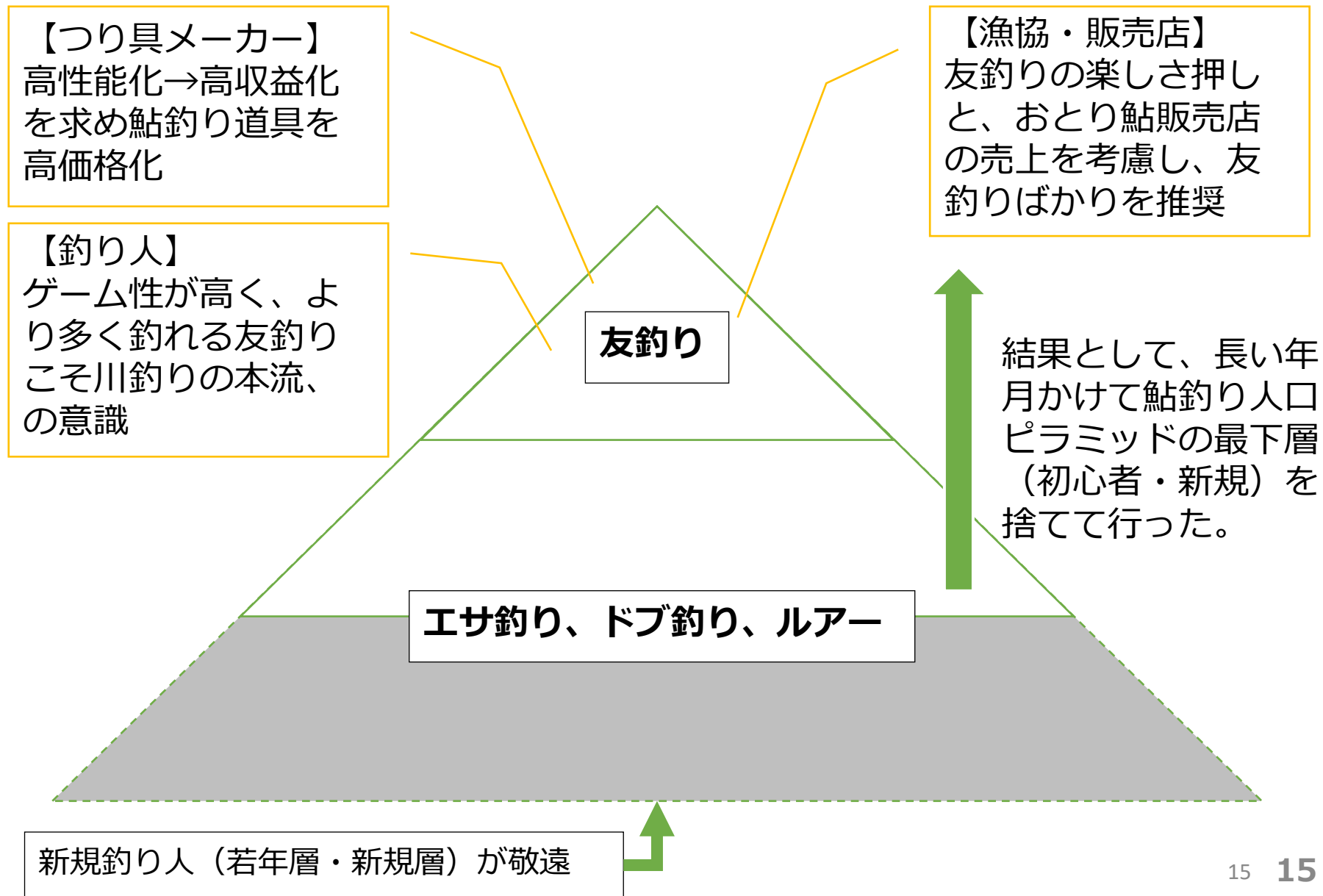
溪流魚より、アユの増殖事業で赤字が目立つ。

特に天然アユの遡上がなく、放流のみによって、アユの釣り場を維持しなければならない漁協で、経費と収入のバランスが悪い

ただし、溪流魚も十分な粗利益が残っているわけではない。



鮎事例：関係者の全員が市場を作ってこなかった



釣り人視点の川：敷居の高さ

遊漁券がいるとか
いらなとか、よく
わからない。

釣れない
(魚がいない)

道具が高い

道具のレンタル
なくて気軽に始
められない

一人で始める
にはハードルが
高い

環境に悪化に加えて、
釣りの敷居の高さ、増殖を担う漁協の収益力の無さ、関係者全体としての市場を作る努力不足がある。

3. 内水面遊漁の可能性は？

つりチケ導入漁協の遊漁券収入伸び状況

2020年度前年（2019年）比売上の伸び率※

■ 鮎：1.94倍（4漁協平均）

←1倍以上が3漁協、1倍以下が1漁協（最大1.92倍、最小0.73倍）

■ 溪流魚・雑魚・全魚：**1.13倍**（8漁協平均）

←全漁協が1倍以上（最大1.46倍、最低1.04倍）

2019年、2020年両方のデータを頂いているところが少なく、参考数値としては信頼性は高くはありません。また様々な漁協訪問で聞こえてくるのは、鮎釣り客の高齢化・減少のため、コロナ禍等による外遊び需要の影響もあるかもしれません。ただし、生データが拝見させて頂いた感想としては

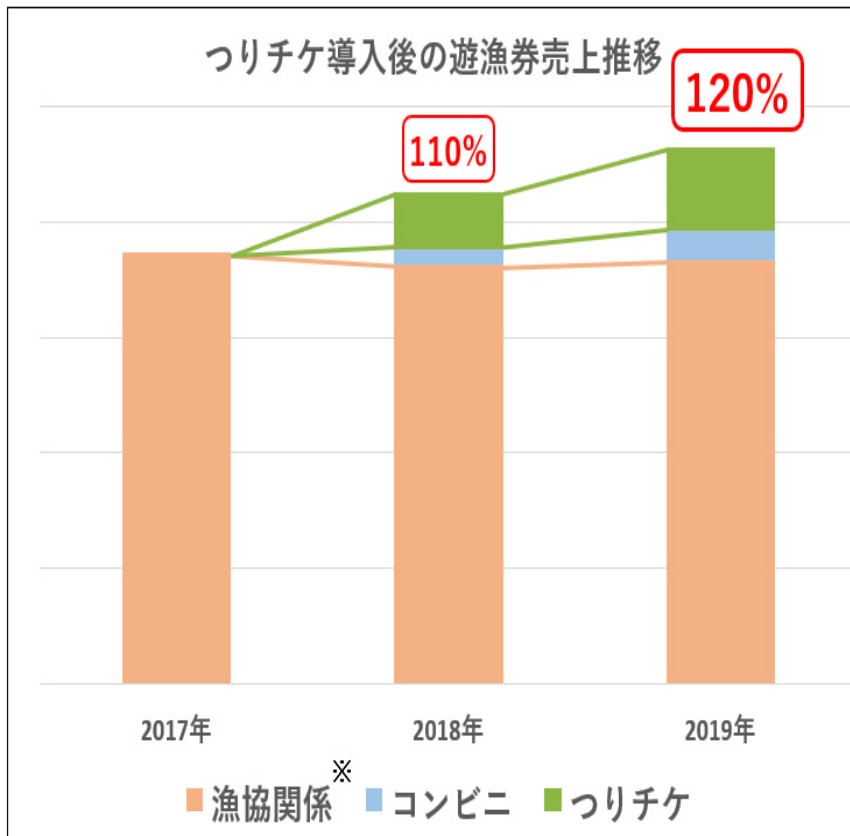
■ 溪流・雑魚系は全体としては伸びているし、伸ばしやすい

■ 鮎も、やり方次第では遊漁者を増やせる方法がある

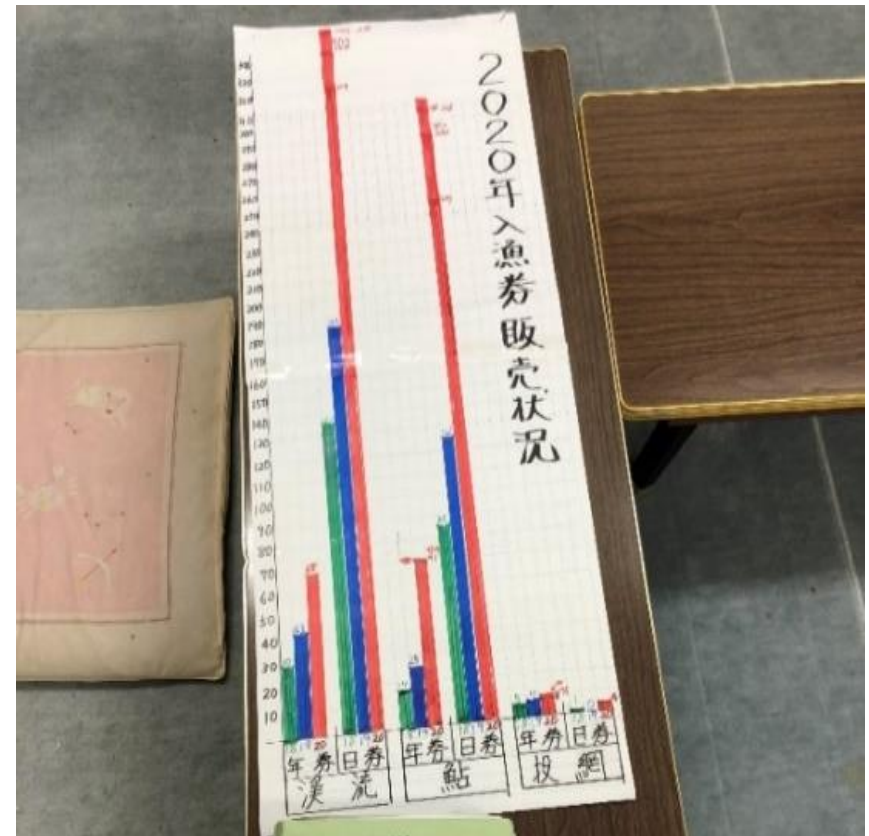
と感じています。

売上事例

A 漁協様 売上金額の推移 (漁協様決算書より)

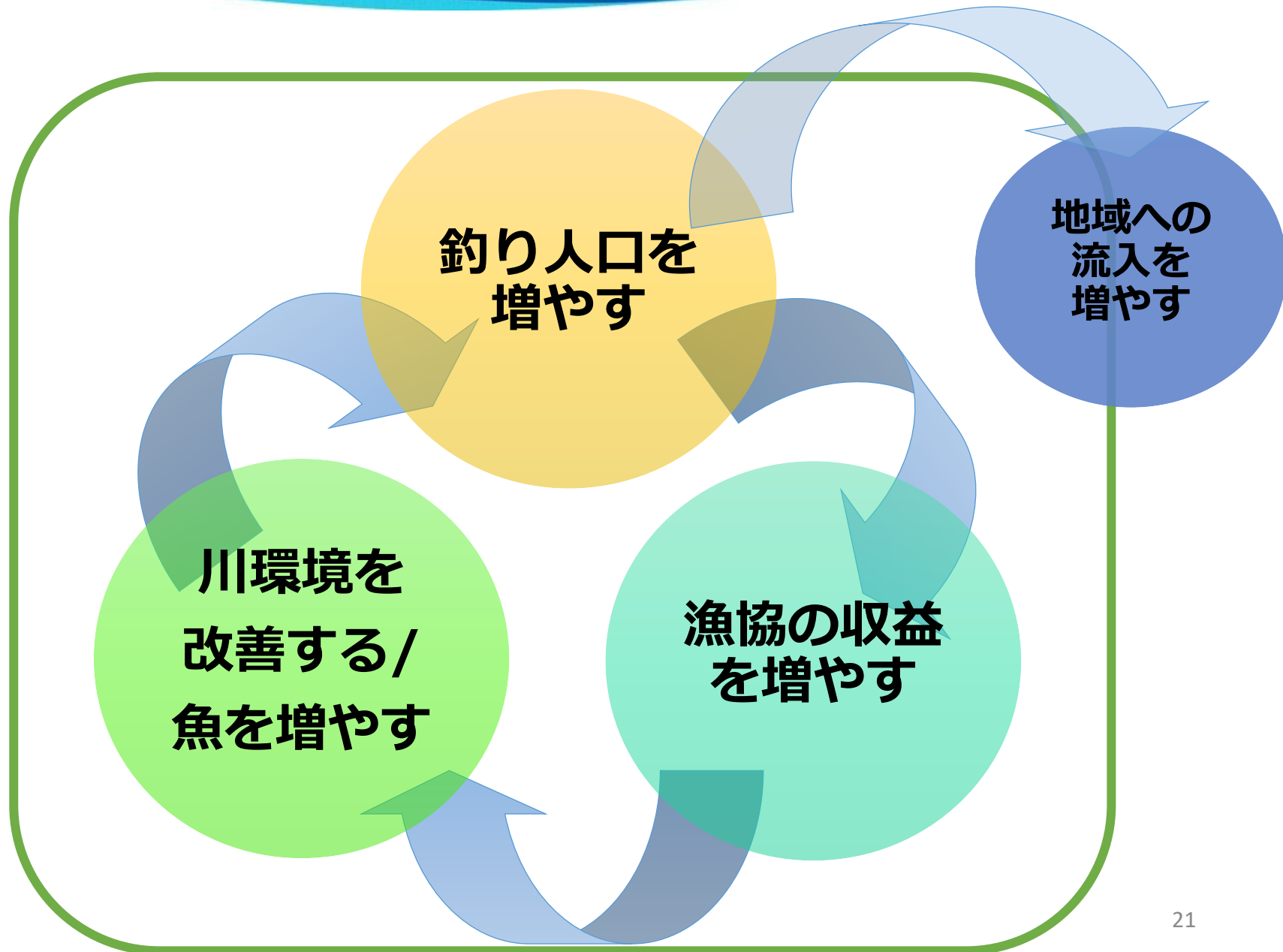


B 漁協様 売上枚数の推移 (漁協様提供資料より)



C 漁協様 2020年度 13年ぶりに黒字化

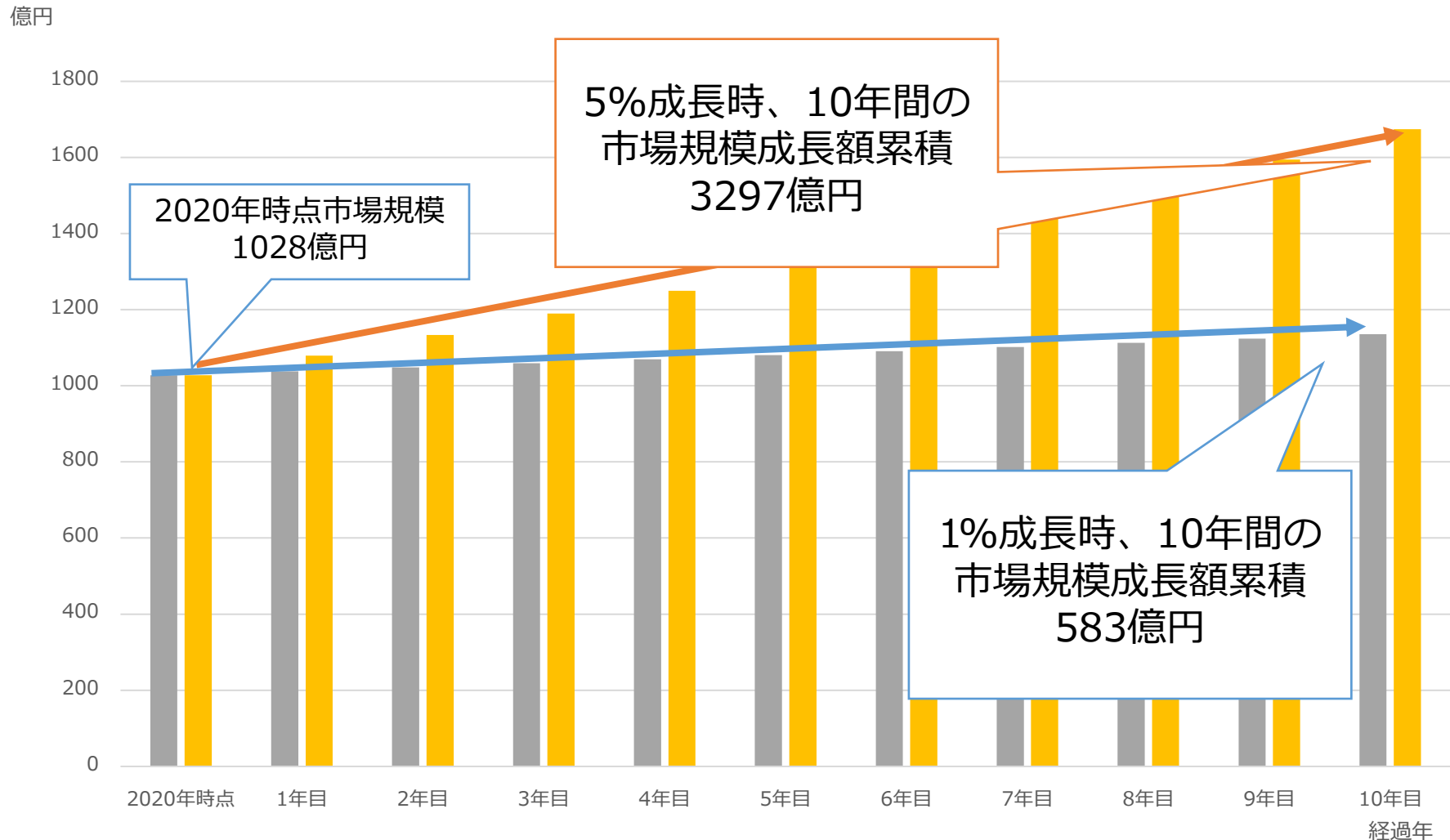
内水面の基本方針



環境の悪化はあるが、
魚を増やすことで、
釣り人を増やし、
漁協運営を安定・向上させることは
出来る。

内水面釣り市場を成長させることが出来た場合

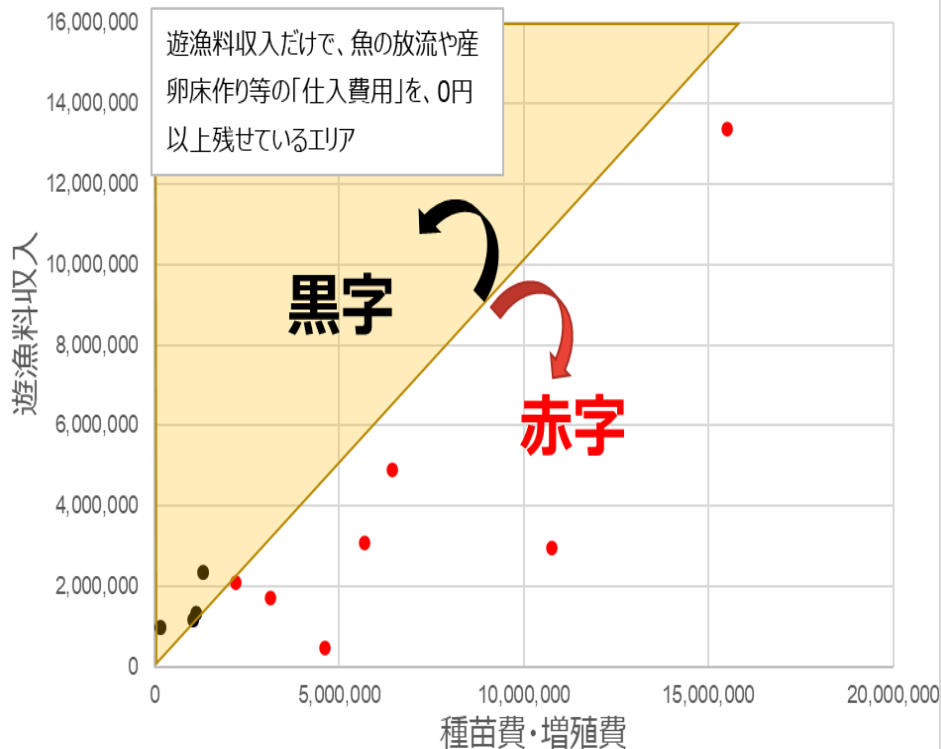
内水面市場成長シナリオ（小売市場出荷額ベース）



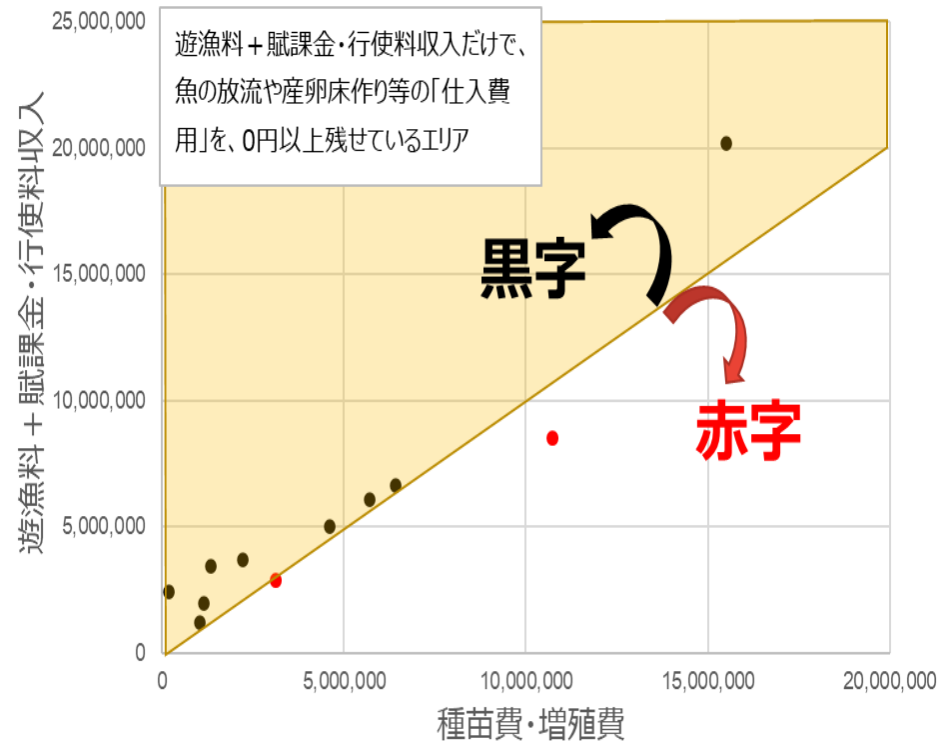
4. 内水面制度の問題点

2020年財務分析：遊漁料・賦課金・行使料と種苗費・増殖費

遊漁料収益における種苗費・増殖費割合



遊漁料収入＋賦課金・行使料における種苗費・増殖費割合

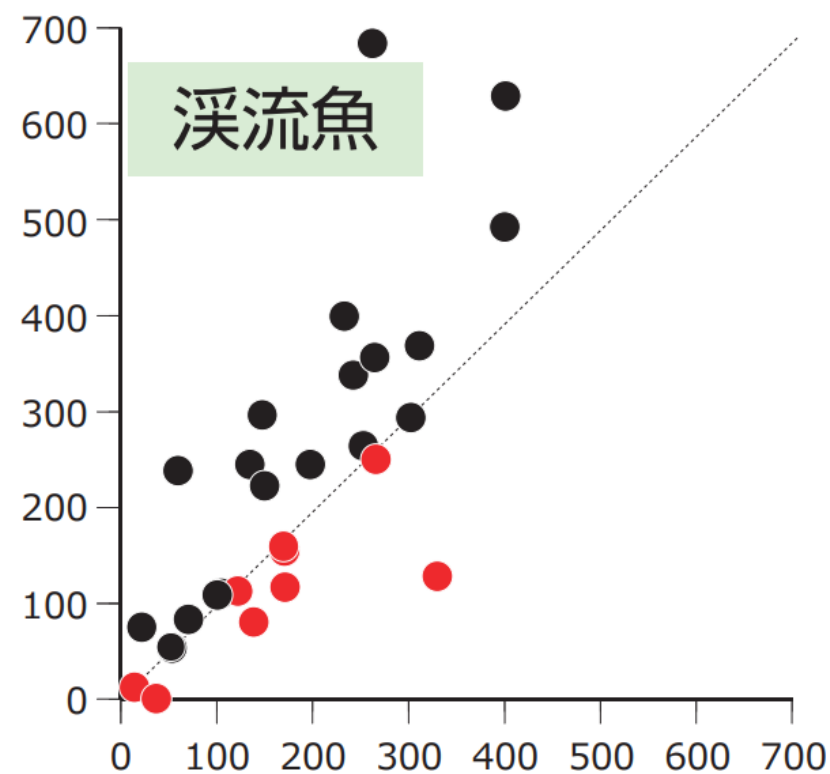
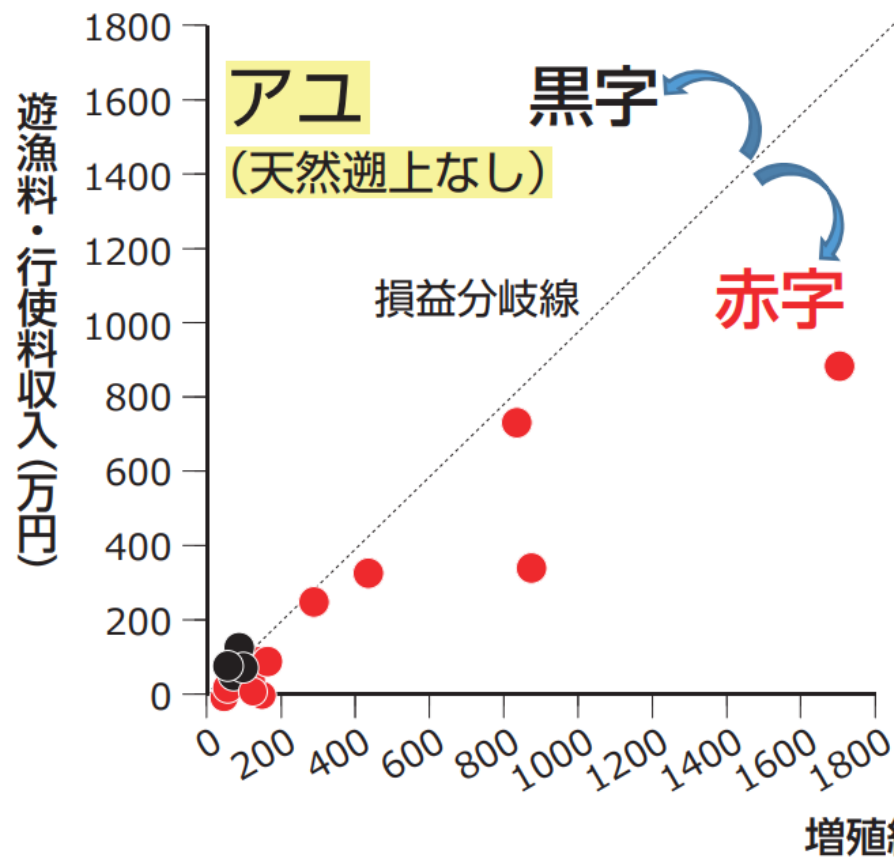


(つりチケ導入漁協のうち、総会資料を提供頂いた漁協データより弊社団作成。 母数11漁協)

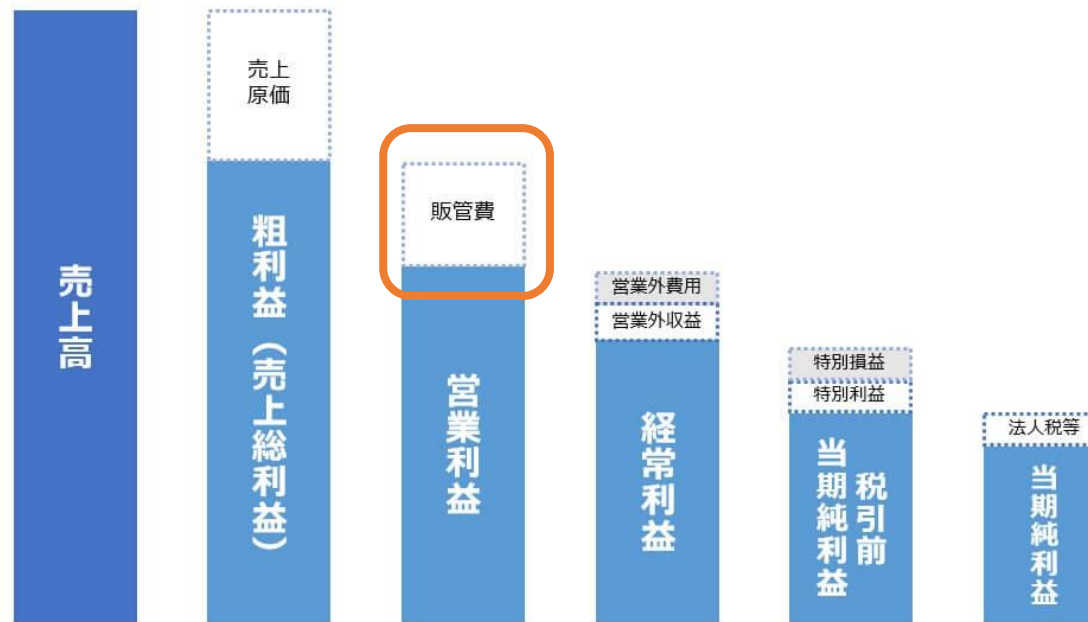
遊漁料収入 = 釣り人からの収益、賦課金・行使料 = 組合員からの収益

種苗費・増殖費 ≡ 魚の仕入値（それに係る人や資材の費用は含まれない）

= 基本的な収益は種苗費・増殖費でほとんど使い切っている



補足：収支コントロールの基本



$$\text{売上高} - \text{売上原価} - \text{販売管理費} = \text{営業利益}$$

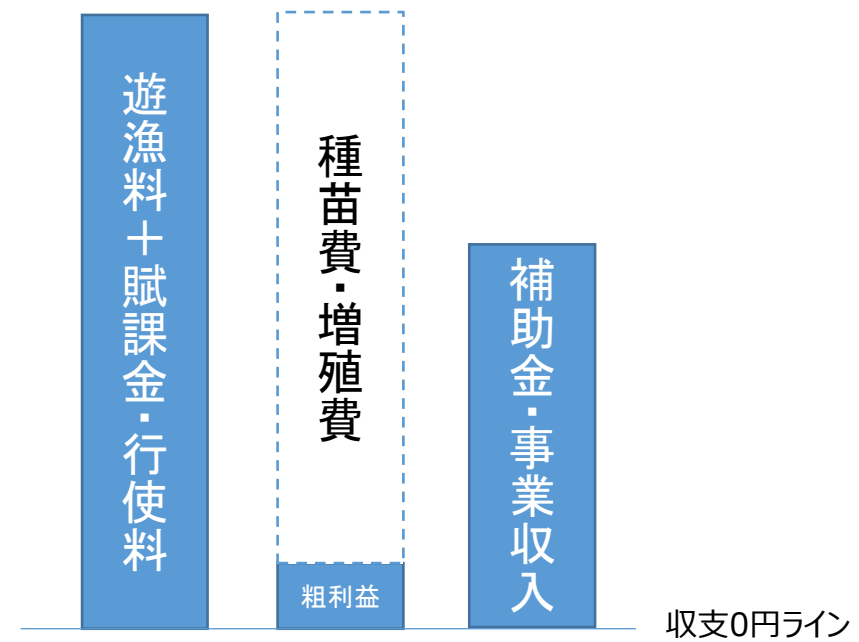
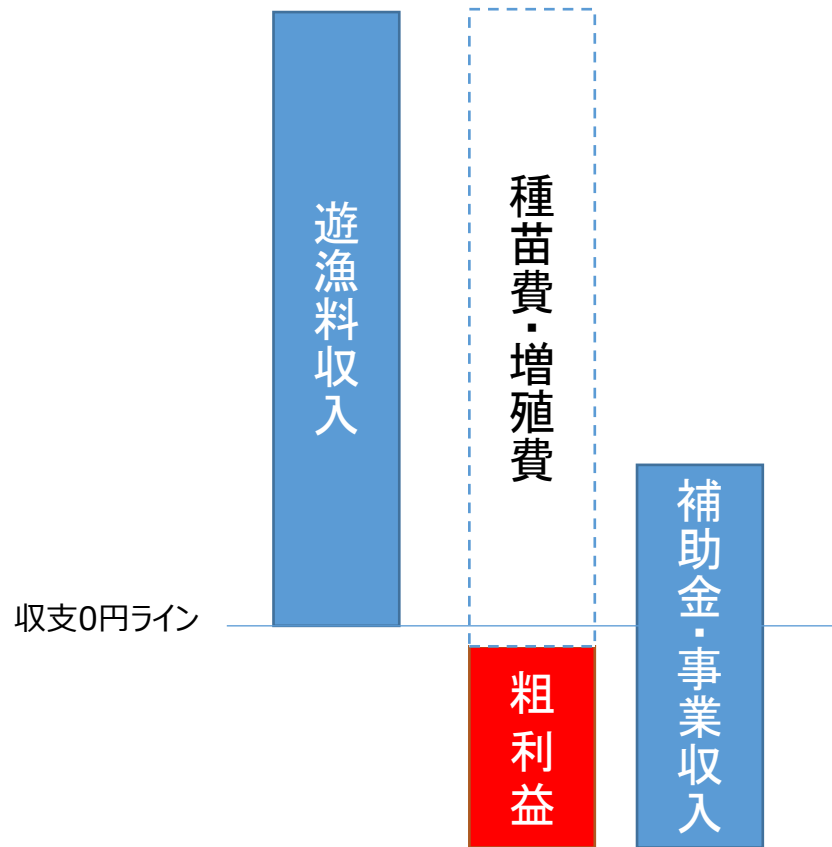
営業利益を残せなくても、販売管理費に含まれる人件費＝正規職員が雇える状態を作れば、魚を増やし、資源管理を行うことは可能になる。

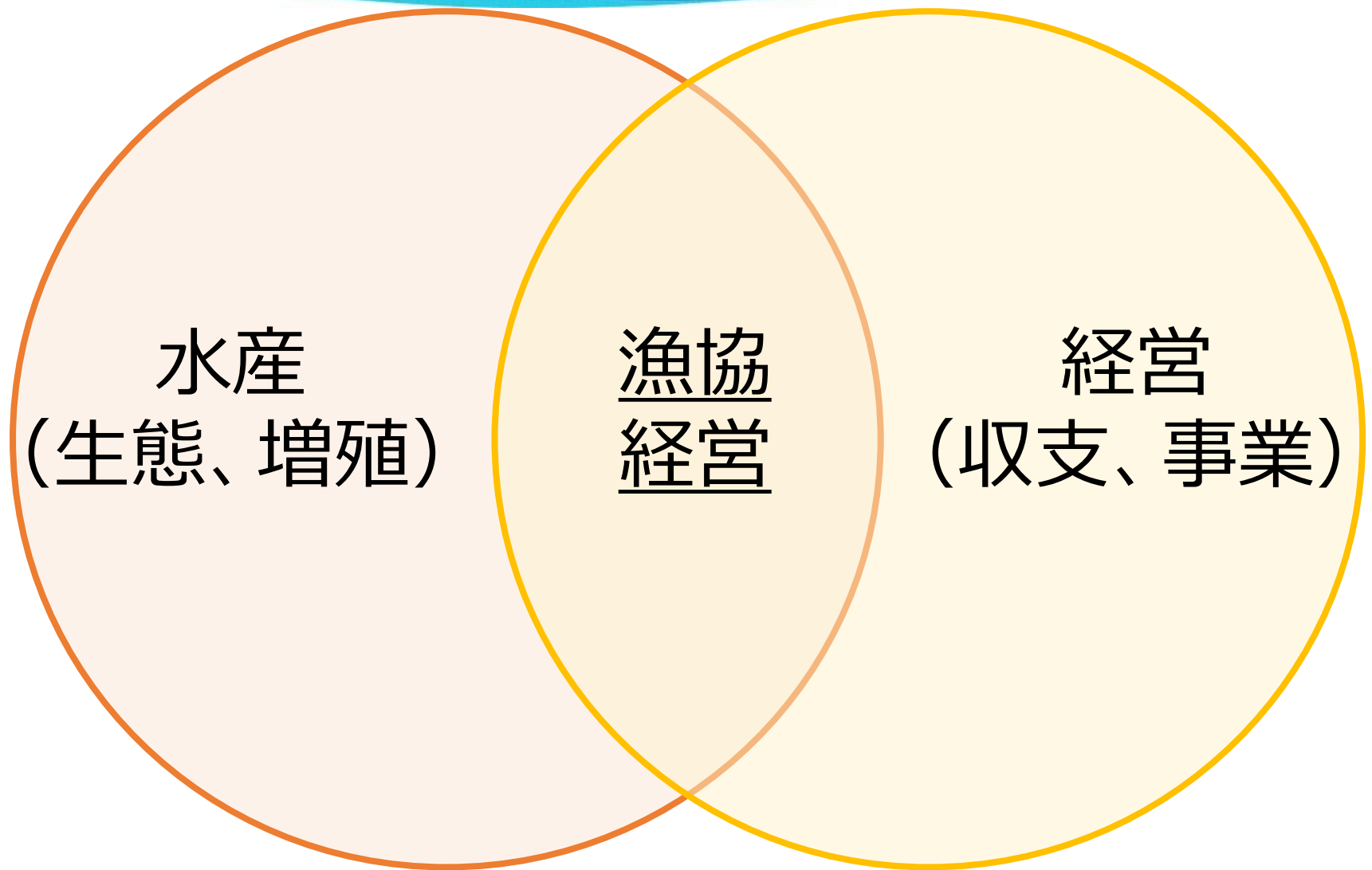
○売上高 (賦課金、行使料、遊漁収入、自営事業収入、他一部指導事業のための補助金)

○粗利益 (補助金・助成金除く収入 - 増殖に係る費用)

○販管費 ←人件費＝人を雇う資金を含む

現在の漁協の状況





水産・経営それぞれに専門性が必要

①組織が自立的に
漁場管理の専門家を雇えるだけの
収益構造になっていない
(地域力の善意・偶然頼みの運営)

内水面漁業協同組合の実態

遊漁収入・組合費共に減少

経営が上向いても理事の報酬を上げられない

組合員のなり手がいない

漁協存続のための有効な手をうてていない

有効な手が打てない理由：様々な施策の感応度が低い

- ・ 釣り人呼び込み
- ・ 新規組合員確保
- ・ 漁協の味方を増やす
- ・ 運営コスト削減
- ・ 新しい資源管理
- ・ 遊漁料徴収率向上
- ・ 電子遊漁券の導入
- ・ 漁協経営サポート/コンサルティング導入



すべて 漁協の判断/実行 事項



上記を実施する漁協**構成員個人のインセンティブ**は、無い

(事業協同組合は本来「組合員」の事業を支援・助成するためのもの)

漁協の根本問題＝経営力の欠如

理想

内水面を活用し、
適切な資源管理を行いつつ、多くの人の楽しんでもらう場に
(＝経済も回るとより良い)

実態

組合＝合議制



複数人の判断だと、リス
ク低い判断に流れる



投資



リスクをと
ること

- ・魚を増やす
- ・釣り人を増やす
- ・専門的な人材を増やす

現実

- ・お金を回せず漁協を維持できない
 - ・増殖、適正な資源管理も出来ない
- = 地域の資源管理の担い手がいなくなる、地域資源を活用できず。

②漁業協同組合にのみ、
収支を扱う『経営』を担わせていること
自体に無理があるのでは？

内水面（内陸の水域全般）の魚資源の帰属

	日本 	アメリカ 	イギリス 
魚の帰属	無主物	国民の 共有財産	国民の 共有財産
資金徴収方法	遊漁料	ライセンス、 釣り具等への 賦課金	ロッド・ライセンス、 許可料
管理主体 (人材)	漁協	州政府	中央政府、 自然保護団体、 地主、地域住民

参照：内水面漁業協同組合を中心とした流域環境・魚類資源管理モデルの検討

<https://slidesplayer.net/slide/11338004/>

①漁業法(1949年/昭和24年)

②水産業協同組合法
(1948年/昭和23年)

内水面漁業振興法 以外は
海面と内水面両方を内包

③水産資源保護法(1951年/昭和26年)

④水産基本法(2001年/平成13年)

⑤内水面漁業の振興に関する法律
(2016年/平成28年)

生物資源に関わる管轄



③民間による財源を伴う魚の管理権限は「漁業法」にしか規定がない。

→観光資源として魚を扱う考えがない。
(逆に規制されている部分もある)

5. 内水面漁業制度制定の背景

漁業法に関する歴史変遷

1900年（明治33年）：「漁業法」制定。

1909年（明治42年）：漁業法が全面改正される（明治漁業法）。
従来の慣習を基盤として漁業権制度、漁業許可制度、漁業取締制度が打ち出された。

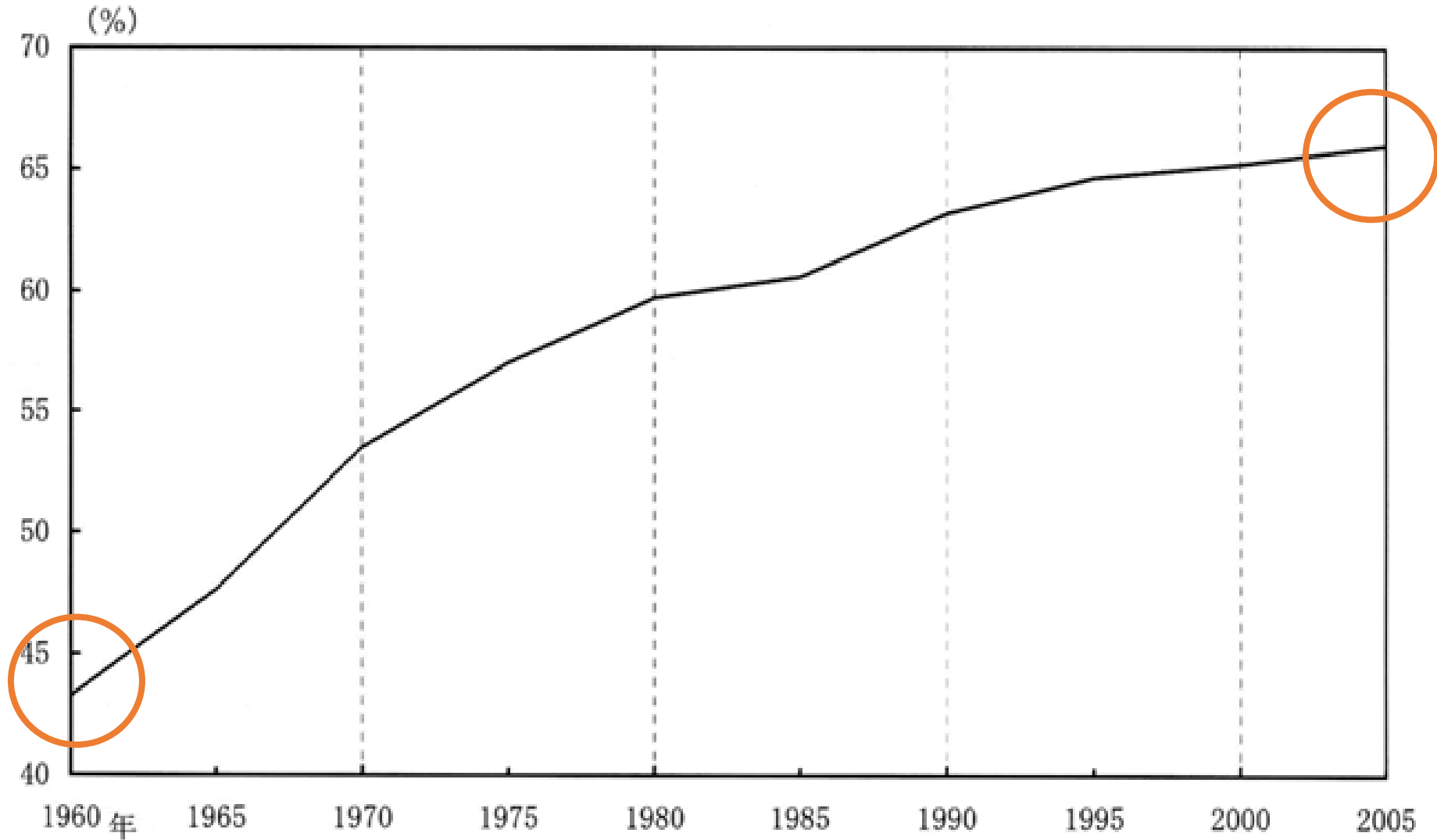
1949年（昭和24年）：現行「漁業法」を制定。

- 漁業権は知事による免許制。
- 漁協による増殖義務の履行設定。（国営増殖方式は様々な反対により左記に至る）
- （遊漁規則）第一百七十条第五項第二号「遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。」

参考文献：

内水面漁業制度の確立過程と流域環境・魚類資源問題 - 1949年衆議院水産委員会での議論を中心に- 2000-08-30 大森正之
https://m-repo.lib.meiji.ac.jp/dspace/bitstream/10291/1815/1/seikeironso_69_1_51.pdf

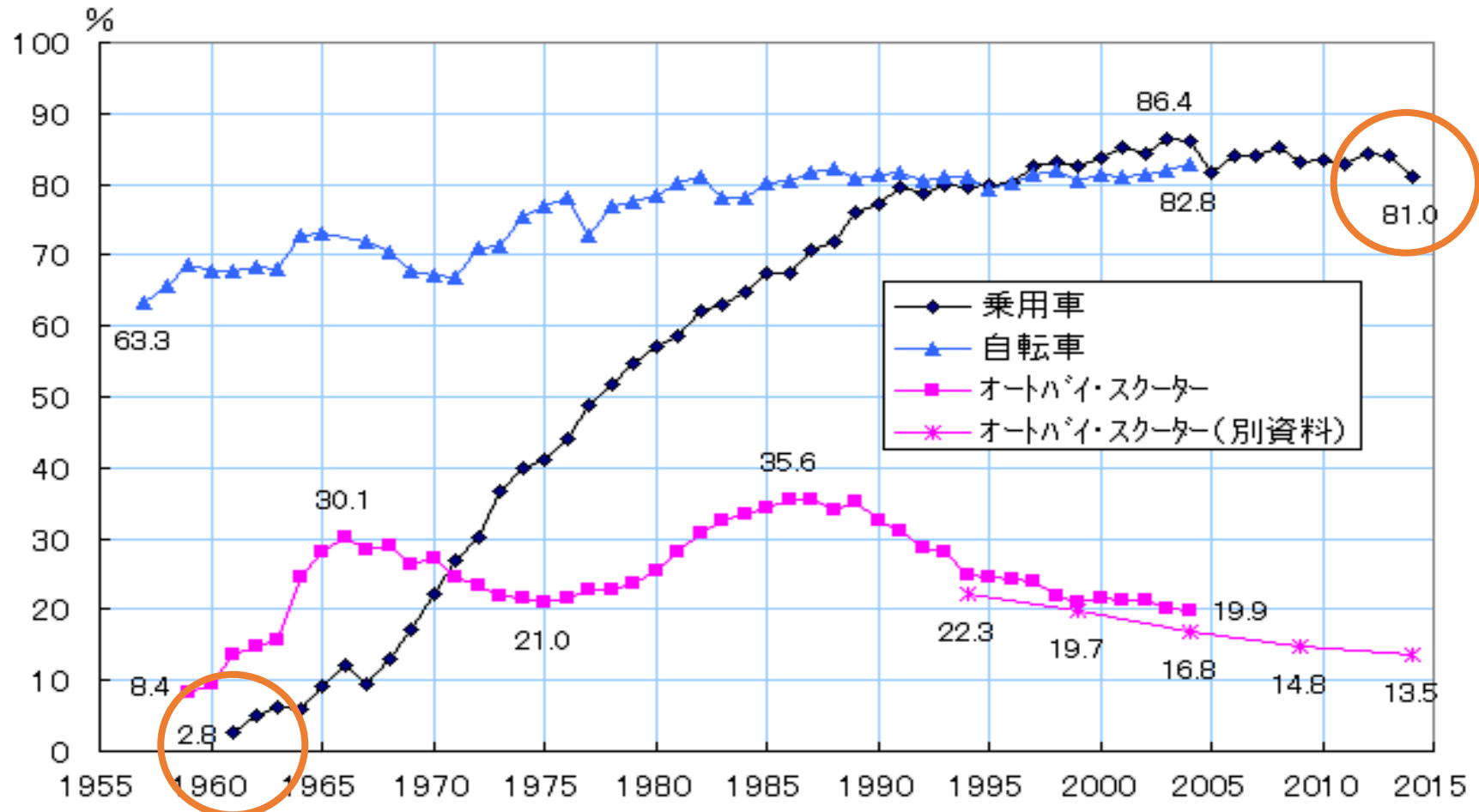
日本の都市化率推移



出典：土屋幸貴「わが国の「都市化率」に関する事実整理と考察―地域経済の視点から―」日本銀行ワーキングペーパーシリーズNO.09-J-4 2009年7月

日本の乗用車普及率

乗用車・バイク・自転車の世帯普及率の推移

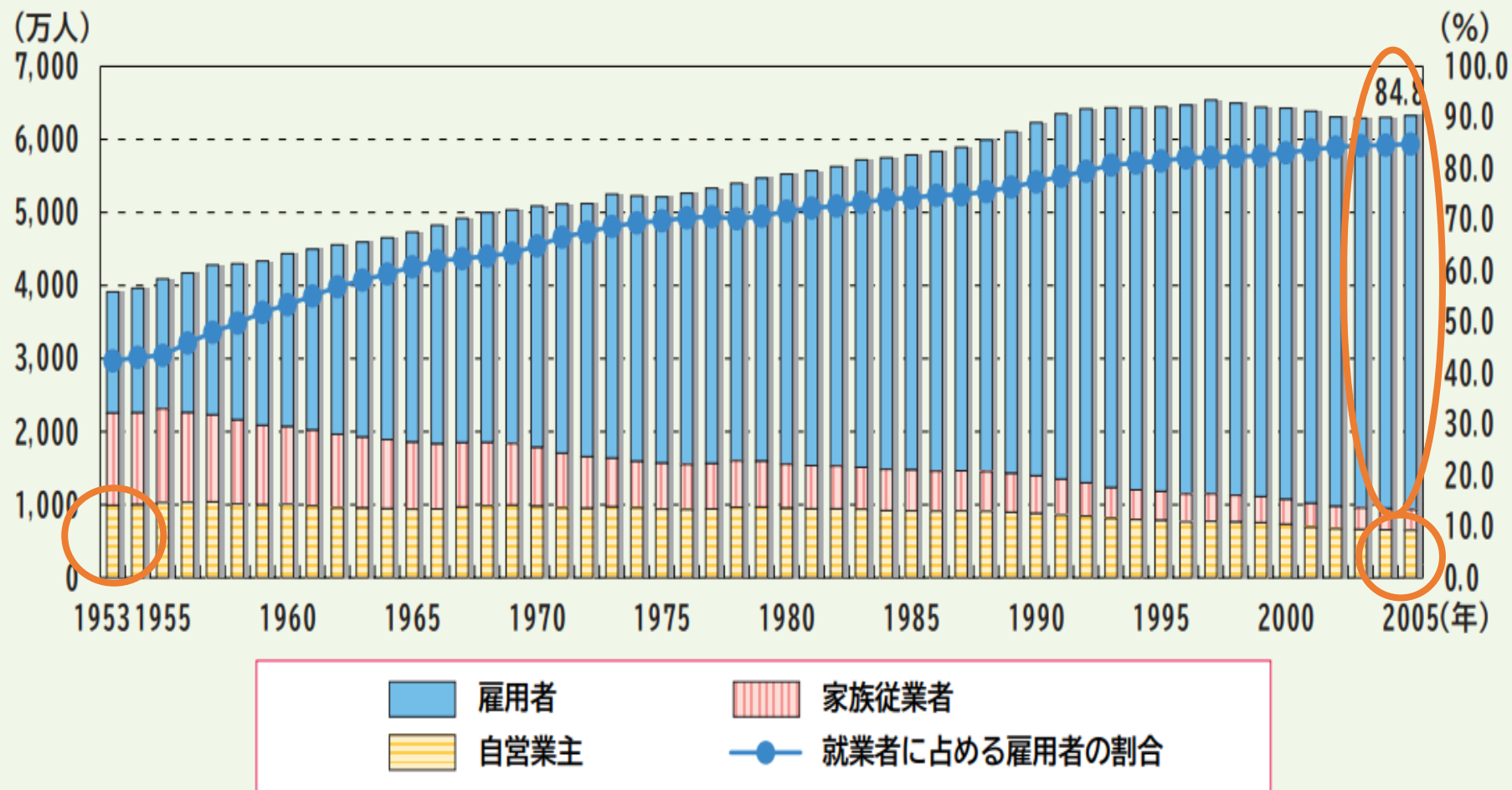


(注) 単身世帯以外の一般世帯が対象(別資料では二人以上の世帯)。1957年は9月調査、58～77年は2月調査、78年以降は3月調査。2005年以降、オートバイ・スクーター、自転車は調査対象外となる。

(資料) 内閣府「消費動向調査」(別資料は総務省統計局「全国消費実態調査」)

自営減少、サラリーマン化

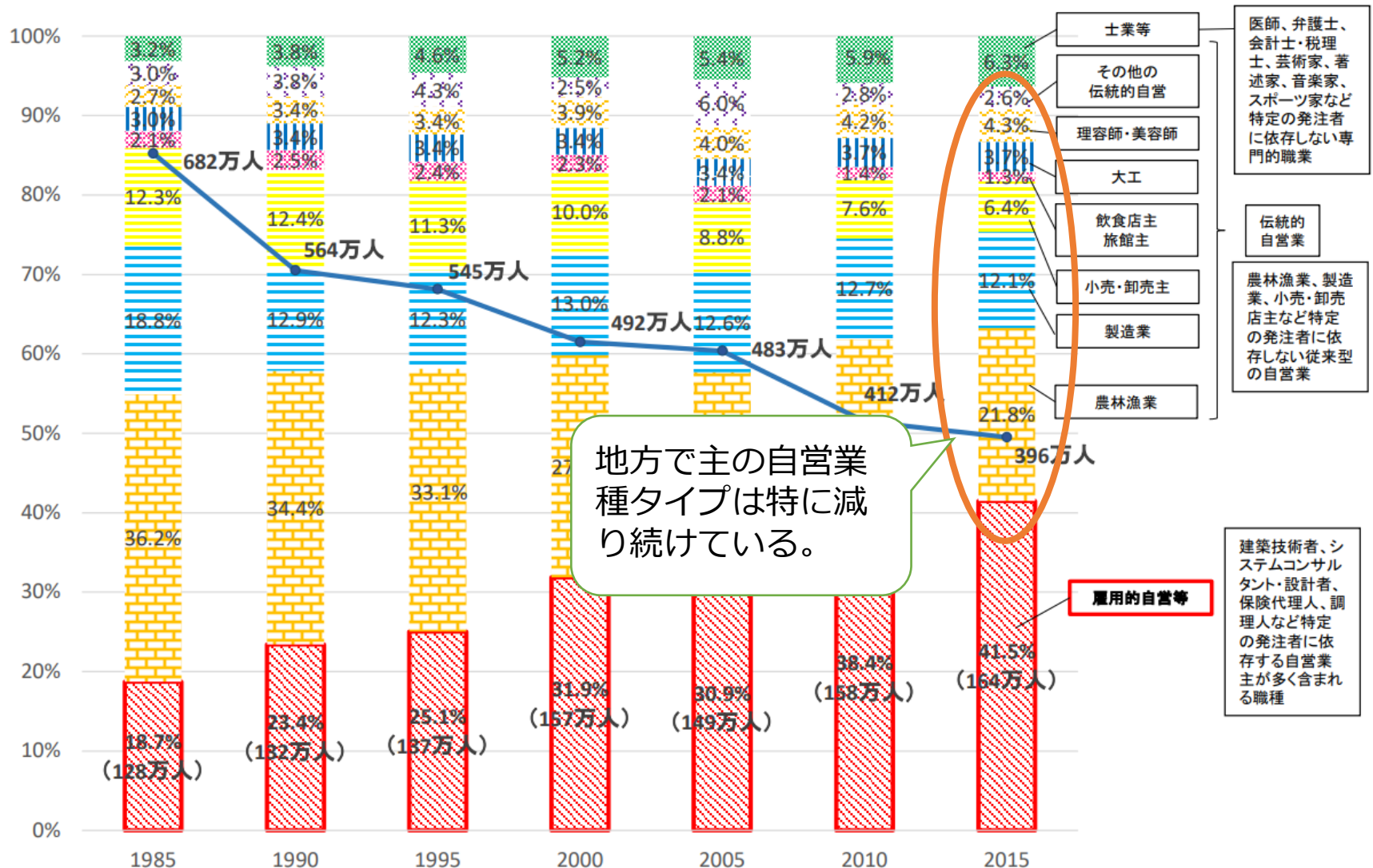
図表1-3-2 雇用者の増加



資料： 総務省統計局「労働力調査」

自営業主の数及び構成比の推移

(要旨図表 1 自営業主(雇人なし)の数及び構成比の推移)



内水面漁協の組合員数推移

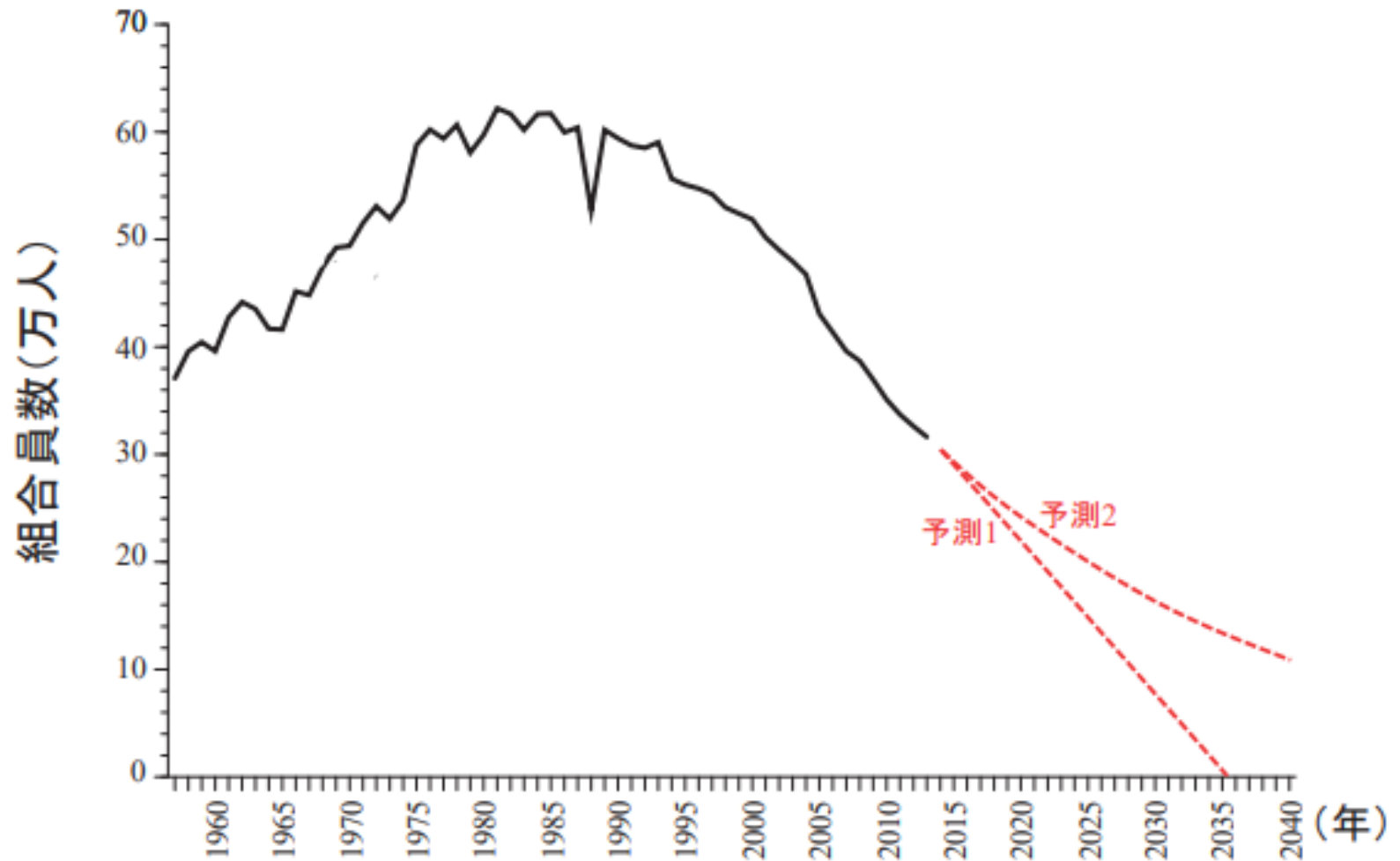


図 内水面の漁協の組合員数の推移と予測

新漁業法制定時（1949年）の時代背景

- 1949年（昭和24年）は、戦後すぐで乗用車普及率は2%以下、都市化率も40%を切っており、基本は「地域」「組合員」のための漁協であった。

→増殖義務、遊漁者を不当に排除しないこと、等の制度も

「組合員」が内水面資源の主たる利用者であることが前提。

- 現在2021年は、乗用車普及率は80%を越え、都市化率も70%を超える。

→**地域外の「遊漁者」が内水面資源に対する利用者のメイン**
となっている。



地域のための資源 と 外部からの利用者呼び込む経済資源
の2軸バランスが 法律制定時と変わってしまっている。

新漁業法制定時（1949年）と現在（2022年）の比較

	1949年時	2022年時
組合の漁業状況	専業者は漁業者の約1/10。 副業者も5割超。	専業者はほぼいない。組合員の絶対数減少
漁協とその他関係者	近隣非組合員 （→遊漁者の不当排除禁止）	遠方遊漁者
漁協間での遊漁者獲得競争	無し	あり （車で釣れる川を選択）
魚資源の価値	市場性のある食料 レジャー兼自給的食料調達	レジャー （各種技術革新により食料としての相対価値が低下）

参考文献：

内水面漁業制度の確立過程と流域環境・魚類資源問題 - 1949年衆議院水産委員会での議論を中心に- 2000-08-30 大森正之
https://m-repo.lib.meiji.ac.jp/dspace/bitstream/10291/1815/1/seikeironso_69_1_51.pdf

現法制の制定時（1949年）と
時代環境が変わりすぎて、
現代の環境に合っていない

6. 内水面制度改革の基本骨子

①自立して持続可能な組織運営制度

（自主財源の確保可能な制度。善意に頼らない資源管理体制のため。）

②地域をないがしろにせず、外来種対策・天然魚保持等のバランスもととり、発展と調和を保つ

- ・ 魚のいない環境で釣り/漁業は出来ない
- ・ 内水面はすぐに資源が枯渇する



資源管理を行う主体が必須

資源管理を国が管理する国営増殖方式では？

- ・ 欧米では国が内水面魚類の管理を行う形態が一般的（国がレンジャー等を雇用し漁場管理）
- ・ 日本では、漁業法制定時（1949年）に国営増殖方式が反対され現状の漁協主体漁場管理方式になった経緯あり。
（地域住民の増殖主体性、監視保護等の人的リソースの問題、管理主体の歴史的経緯、明治期の魚類乱獲等※）
- ・ 国営増殖方式が反対された懸念は現状でもほとんど変わらず。かつ国家での新たな管理事業予算がつく可能性は限りなく低い（市場可能性・経済規模・合意形成難度の観点より）



国・行政主体での資源管理は
日本では非現実的

漁協

日本の既存制度

- 地域組織の漁協による自主的管理 + 行政の補助/指導

漁協 + 民間組織

新しい制度

- 地域組織の漁協による運営
- 「経営」部分（増殖・収入徴収権）を別組織に委託判断

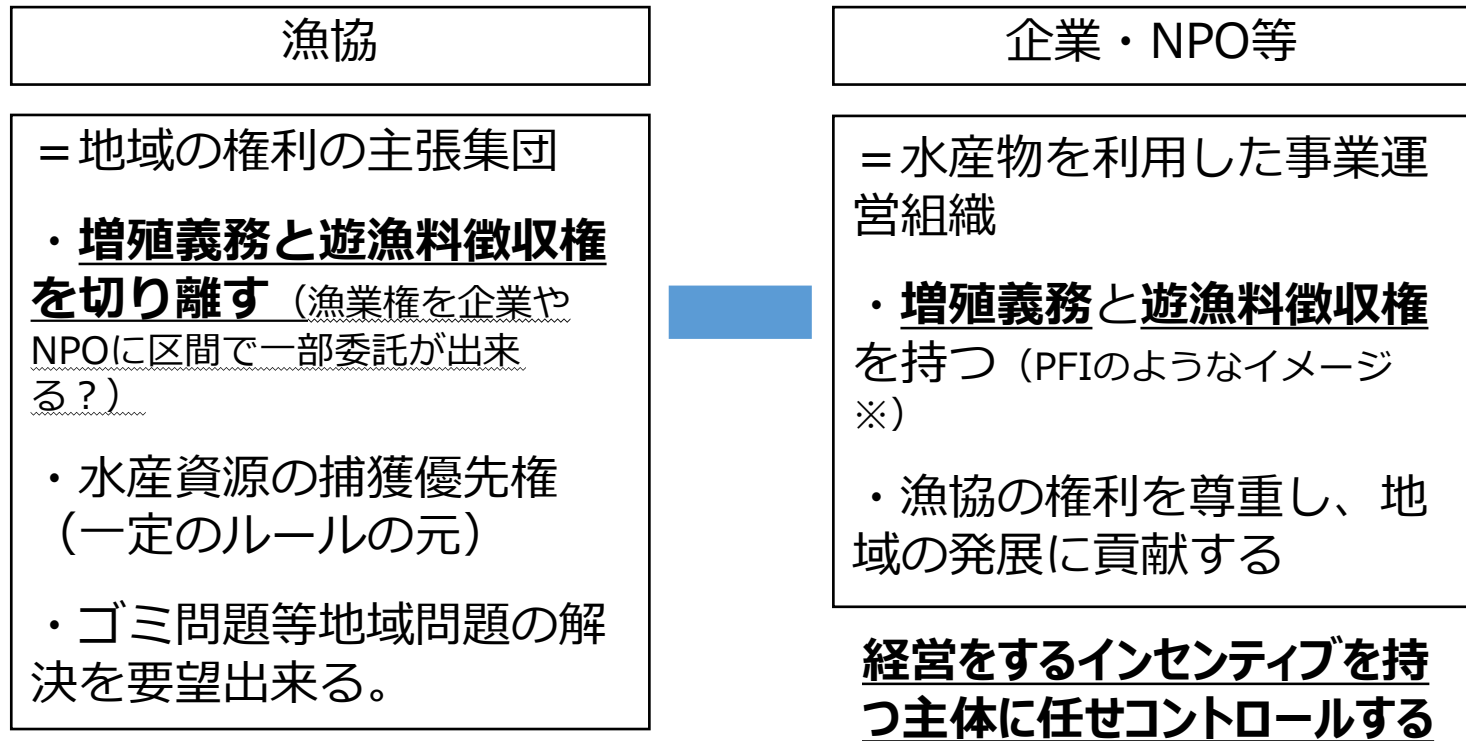
国管理

欧米の制度

- 行政による管理者の雇用

善意に頼らない資源管理を！！

漁協から「増殖・遊漁料収入」の経営を分離可能に。



現行法制度：

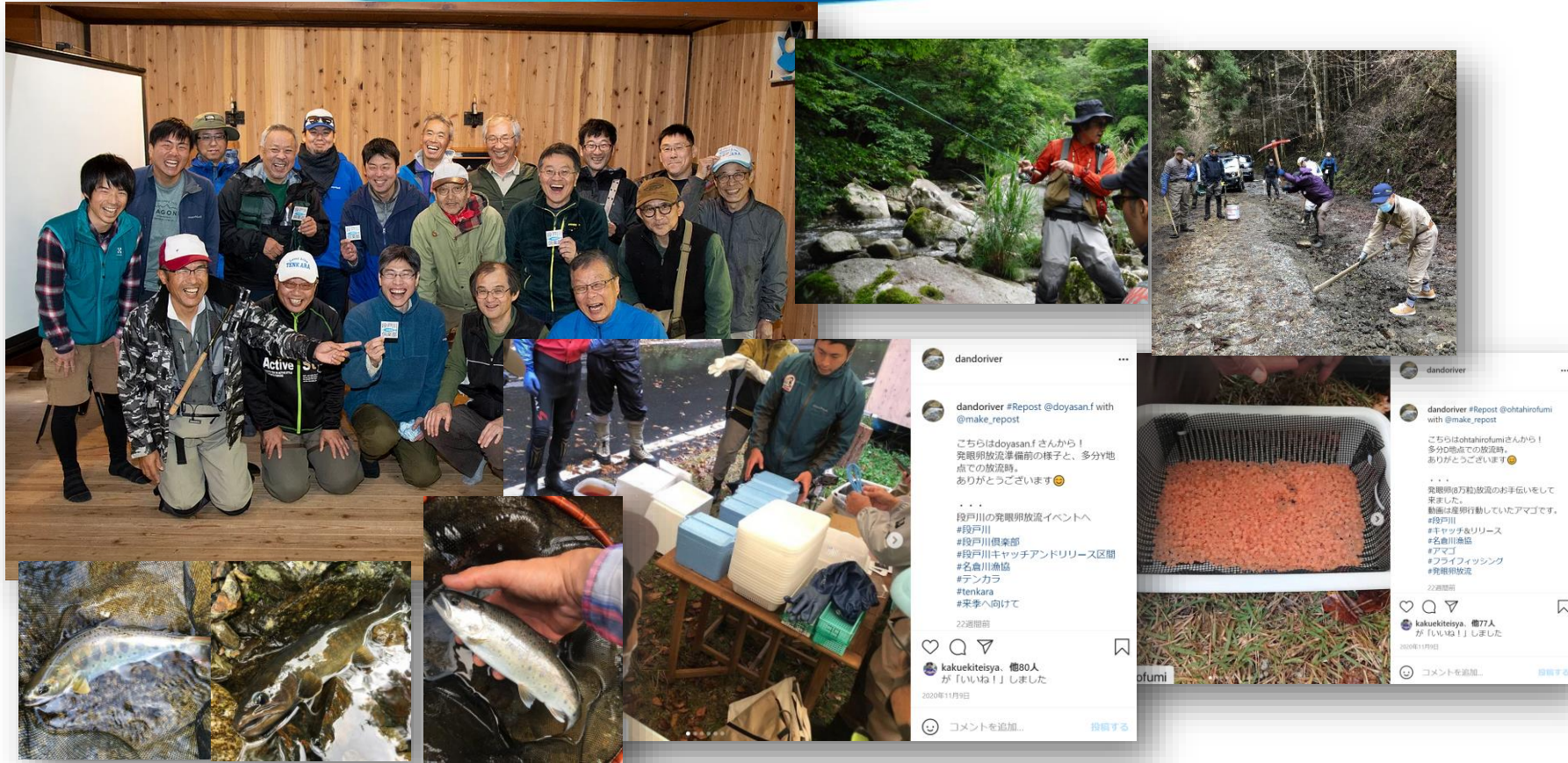
漁協は「漁場管理出来る」から漁業権を知事より付与されている。一部だけであれば委託は可能だが、大部分となると不可。

※PFI(Private Finance Initiativeの略)

参照：<https://www.mlit.go.jp/common/001003171.pdf>

https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/pfi_gaiyou/pdf/ppppfi_jirei.pdf

参考事例：釣り人組織との連携による漁場管理



釣り人組織との連携による漁場管理（愛知県 名倉川漁協）

釣り人による監視、発眼卵放流からの稚魚育成、入川口整備、放流後の生息密度調査、週末釣り講習会、クラウドファンディングによる放流資金調達、林道整備、ごみ拾い、SNSでのPR 等々

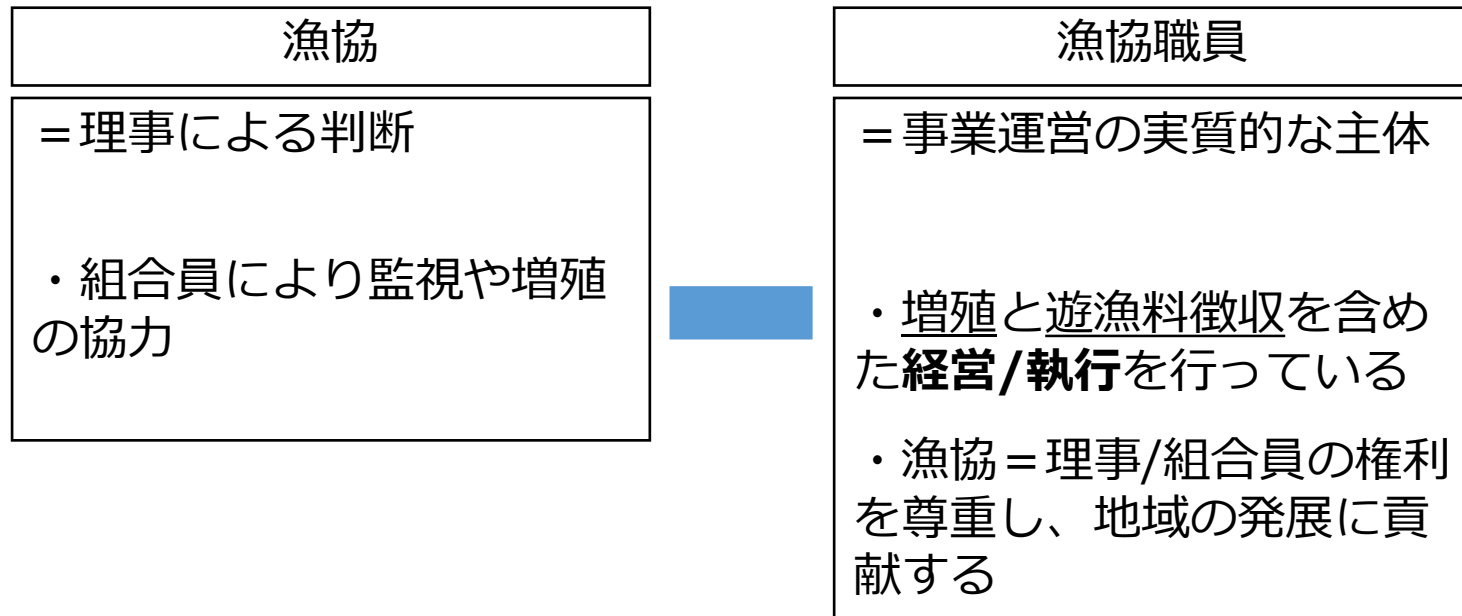
参考事例：漁場管理区域の貸し出し

- ・ 静岡：井川漁協 特定区釣り場（株式会社特殊東海フォレストに本流の一部を貸出）
- ・ 静岡：太田川漁協 管理釣り場（炭焼の杜 管理釣り場に支流の一部を貸出）
- ・ 滋賀：愛知川漁協 （岩名の里 永源寺グリーンランドに渋川の一部を貸出）
- ・ 愛知：名倉川漁協 （任意団体の段戸川倶楽部に段戸川の一部を貸出）
- ・ 栃木：おじか・きぬ漁協（三依溪流釣り場に一部を貸出）

等々

溪流は事例が多くあり（増殖カウントはされておらず？）。
鮎は一部区間貸出で対応出来ないためか事例無し。

漁協規模が大きいところは、専門能力を持つ職員を保持



ただし、専従職員の役割（あくまで事務の補助の場合と、専門的な知見を持った経営/執行を行っている場合）によっても状況が異なる。

職員を雇えるだけの資金確保のために

A.遊漁券金額設定の柔軟化

- ・現在は遊漁券金額設定が都道府県の河川ポテンシャルからの計算式で上限を決められており、上げたくても都道府県行政で止められがち。
- ・遊漁券金額は、元々は地域外から来る遊漁者を締め出さないように高額設定が出来ないように設定された経緯あり。
- ・単協単位では、他漁協より値を上げることで、自漁協から遊漁者が離れてしまうのではないかと、との考えで漁協内でも積極的な値上げに動かない。

→基本は都道府県・国単位での動きが必要

B.事業（収入）規模の増加

- ・現在の粗利30%前後を前提とした場合、2000万円の事業収入規模で600万円の粗利を得て、1名の正職員を雇うことが可能。粗利が70%であれば、855万円の事業収入規模が必要。

・**事務の集約や川の資源管理の専門性を高める上でも、正職員を雇える余力を作る必要性**あり。

参考：粗利が低いのは？他レジャーでの日券年券額

Ex1. スキーシーズンパス

Madarao MOUNTAIN RESORT

斑尾 2020-2021

超早割 シーズンパス

大人	中高生・シニア	小人
マウンテンパス タングラム共通券 通常 56,000円	エリアパス 斑尾高原スキー場のみ 通常 48,000円	マウンテンパス タングラム共通券 通常 25,000円
マウンテンパス タングラム共通券 通常 41,000円	エリアパス 斑尾高原スキー場のみ 通常 33,000円	エリアパス 斑尾高原スキー場のみ 通常 20,000円

早割 2020/11/30まで

大人	中高生・シニア	小人
早割 46,000円 ▼10,000円OFF▼	早割 38,000円 ▼10,000円OFF▼	早割 15,000円 ▼10,000円OFF▼

超早割 2020/10/31まで

大人	中高生・シニア	小人
超早割 36,000円 ▼20,000円OFF▼	超早割 28,000円 ▼5,000円OFF▼	超早割 10,000円 ▼10,000円OFF▼

Ex2. 東京ディズニーランド

「東京ディズニーランド」「東京ディズニーシー」パークチケット価格 (2020年4月1日より)

単位：円(税込)

券 種	新価格 (4月1日購入分より)			現行価格 (3月31日購入分まで)		
	大人 18才以上	中人 中学・高校生 12才～17才	小人 幼児・小学生 4才～11才	大人 18才以上	中人 中学・高校生 12才～17才	小人 幼児・小学生 4才～11才
1デーパスポート	8,200	6,900	4,900	7,500	6,500	4,900
2デーパスポート	14,800	12,600	8,800	13,400	11,800	8,800
3デーマジックパスポート	19,800	16,800	11,800	18,100	15,800	11,800
4デーマジックパスポート	24,800	21,000	14,800	22,800	19,800	14,800
シニアパスポート (※)	7,600			6,800		
スターライトパスポート	6,000	5,100	3,600	5,500	4,800	3,600
アフター6パスポート	4,700			4,300		
2パーク年間パスポート	99,000			91,000		
2パーク年間パスポート (シニア) (※)	85,000			76,000		
東京ディズニーランド 年間パスポート	68,000			62,000		
東京ディズニーランド 年間パスポート (シニア) (※)	58,000			52,000		
東京ディズニーシー 年間パスポート	68,000			62,000		
東京ディズニーシー 年間パスポート (シニア) (※)	58,000			52,000		
障がいのある方がご利用 いただけるチケット	6,600	5,500	3,900	—		
団体向けチケット	7,600	6,500	4,600	6,800	5,900	4,400
スクール スペシャルパスポート	4,900	4,200	3,000	4,500	4,000	3,000

※65歳以上の方がご利用いただけます

→年間券は一般的に1日の8～10回程度の金額設定。

魚は釣られて減っていくのに、遊漁年券の金額平均は日券の5回分。

- 漁業法、水産業協同組合法の法制度の変更（解釈変更で可能な部分は水産庁、都道府県レベルで変更対応）を目指す
- 研究会を立ち上げ、内水面漁業のための法改正案草稿を作る

■ 義務放流量

増殖義務を果たすために、都道府県水産課にて特定の計算式より算出されている。

[問題点]

①増殖として認められているのが、放流（稚魚、親魚、発眼卵）＋産卵床造成のみ。魚道作りや匹数制限、禁漁区やC&R区間の設定等、他増殖に資する様々な活動が増殖として認められていない。

→遺伝子攪乱、その環境で生存率の低い養殖魚が生存せず再生産性を下げる

②そもそも現在の環境で県が義務放流量を決める意味があるのか？

1) 鮎の天然遡上が無く再生産されない漁場では、そもそももう自然にはいない状態なので、どれだけ放流するかは漁協の選択次第では？

2) 漁業法制定当時と異なり、釣り人獲得競争性があり市場原理が一部働いている状態 → 増殖しない限り主要収入源となっている遊漁収入が無くなるし、自分達が獲りたい魚もいなくなるので、自主性に任せるべきでは？

[提言]

A)増殖を認める範囲を増やす（魚道作りや匹数制限、禁漁区やC&R区間の設定等）

B)義務放流自体を無くす

計算式のみの見直しは、必要性・意味性の根本原因の変更にはならないため、A) とのセットでのみ要検討

■組合員定義

水産業協同組合法 第十八条 2 漁業法第六十条第五項第五号に規定する内水面（第五項第一号及び第五十二条第八項において単に「内水面」という。）において水産動植物の採捕、養殖又は増殖をする者を主たる構成員とする組合（次項において「内水面組合」という。）にあつては、前項第一号の規定にかかわらず、組合の地区内に住所を有し、かつ、水産動植物の採捕、養殖又は増殖をする日数が一年を通じて三十日から九十日までの間で定款で定める日数を超える個人は、組合の組合員たる資格を有する。

[問題点]

①実態は組合員の中でも、採捕・養殖・増殖を30日以上している人はかなり少ない。地域協力の一環と親族引継ぎで組合員になっているだけで、実体と合っていない。

②組合地区内に住所を有していなければ組合員になれない

→地方の人口減少と①②より組合員減少続き。

[提言]

A)日数要件と住所要件を緩和

B)組合員定義を、Ⅰ種：既存の漁業従事者＋採捕者 Ⅱ種：漁協地域の観光業や飲食業等河川水産物の恵みを間接的に享受する者 とし、後者の日数要件を下げる。

→組合員の中に地域インフラとして河川漁業を盛り上げるインセンティブを持つ人を組み込むことで組合員増加と運営インセンティブの増強を行う。

■ 遊漁料設定

漁協より遊漁料設定希望と必要情報を提供し、都道府県水産課の特定の計算式・ルールに則り決められる。

[問題点]

①「漁業法 第七十条第五項

都道府県知事は、遊漁規則の内容が次の各号のいずれにも該当するときは、認可をしなければならない。

一 遊漁を不当に制限するものでないこと。

二 遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。」

上記一、二が1949年制定時の環境条件を前提に解釈されていることにより、現在の漁協運営実態から離れた遊漁料設定でないとなかなか出来ない状態になっている。

[提言]

A)遊漁料設定の柔軟化

B)遊漁料設定許可自体を都道府県管轄から無くす。

←漁業法制定当時と異なり、釣り人獲得競争性があり市場原理が一部働いている状態であり、漁協任せでも適正に設定される。

■ 漁協新規立ち上げ要件の緩和

申請要件自体は難しくはない。ただし、ここ20年で新規漁協設立事例は北海道の1件のみ。

[問題点]

前例がない、対象地域在住者20名以上の組合員必須、等条件で基本行政より断られる。

（ただ、行政管理コストを下げ内水面を活性化させる意味合いで言えば、積極的に声を上げるところに免許していく方が良いはず。）

[提言]

- A) より地域住民による管理に軸足を置く形での組合員定義の変更
- B) 漁協が成り立つ制度・仕組みに変更されると、自然に申請増加が想定される

■ 漁協の資料作成・行政提出資料の必要性見直し（ボランティアベースに担わせるには厳しい業務量）

事務処理能力が低い漁協分は行政で代行している都道府県もあり。

[問題点]

基本行政では手続きの見直しがされず追加ばかりされる傾向あり。

実質的に活用されている業務・情報のみに絞り込む必要。

事務処理能力が低い漁協分は行政で代行している都道府県もあり。

（詳細は情報収集中のため、記載途上。。）

[提言]

検討中。。（たぶん建前として実行されている処理と、実質として役立つ業務を棚卸することで減らせるものが多くある）

■ 増殖種類、管理釣り場扱い

第八章内水面漁業

第二百二十七条（内水面における第五種共同漁業の免許）

【水産動植物の増殖義務】

（二五三） 漁場計画及び漁業権行使規則等に関する問答集送付について（昭三八、一、三〇）六七一

漁業法第二百二十七条にいう増殖とは、単に漁具、漁法、漁期、漁場及び漁獲物の制限又は禁止などの消極的な行為に止まるものは含まない。

（二五四） 漁場計画及び漁業権行使規則等に関する問答集送付について（昭三八、一、三〇）六七二

天然そ上が豊富等の理由により種苗放流等の積極的増殖手段を要しない河川には、第五種共同漁業権を免許できない。

（二五五） 漁場計画及び漁業権行使規則等に関する問答集送付について（昭三八、一、三〇）六七二

観光を目的として釣り堀式利用方法をするものは、たとえ稚魚放流等の増殖を行なう場合であっても第五種共同漁業権の免許はできない。

（九九の二） 漁場計画の樹立について（平一四、八、六）三三二

第二、7.第五種共同漁業

（1）増殖とは、人工ふ化放流、稚魚又は親魚の放流、産卵床造成等の積極的人為手段により採捕の目的をもって水産動植物の数及び個体の重量を増加せしめる行為を指し、養殖のような高度の人為的管理手段は必要としないが、単なる漁具、漁法、漁期、漁場及び採捕物に係る制限又は禁止等消極的行為に止るものは、含まれない。

■管理釣り場扱い

第二百二十九条（遊漁規則）

【「遊漁」に該当しないもの】

（二六七）釣大会等の目的で行なう漁場の利用について（昭三八、五、一四）六九七

(2)放流魚が法第二百二十七条の増殖魚と明確に区別できない場合には、当該魚種の採捕が「遊漁」に該当するか否かを判定することが困難となるので釣堀的利用は避けられたい。

（二六八）釣堀的漁場の開設について（昭四六、一一、一八）六九八

(1)第五種共同漁業権の漁場内で漁業権者以外の者が、いわゆる釣堀的漁場を開設することは、漁場の管理は漁業権者が行なうのを原則とする漁業法の趣旨からみて望ましくない。

(2)いわゆる釣堀的漁場においては、放流魚に対する所有権その他排他的権利を主張することが困難である点からみて、料金を徴収することは問題がある。

(3)釣堀的漁場内で放流魚を釣ることは県漁業調整規則第二十六条（禁止期間）等という「採捕」に該当する。

（二六九）漁場計画の樹立に関する問答集について（昭四七、九、二二）七〇〇

内水面においては第五種共同漁業権に基づく増殖を行うことが基本であるので、公共河川を利用する釣堀的事業の開設を目的として、従来漁業権の設定されていた漁場について、漁場計画の樹立を差し控え、あるいは免許された漁業権を変更して漁場区域を縮小するようなことは妥当でない。

■水産基本法

https://www.jfa.maff.go.jp/j/policy/kihon_keikaku/attach/pdf/index-7.pdf

(6) 内水面漁業・養殖業

河川、湖沼等で営まれる内水面漁業・養殖業は、汽水域を含む多様な環境に生息するアユ、ワカサギ、ウナギ、コイ、シジミ等食文化と密接に関わる食用水産物を供給するほか、ニシキゴイを始めとした観賞用水産物の供給を行っている。また、内水面の第五種共同漁業権を免許された内水面漁業協同組合（以下「内水面漁協」という。）には増殖義務が課せられており、内水面漁業者による水産動植物の増殖や漁場環境の保全・管理を通じて、釣り場や自然体験活動の学習の場といった自然と親しむ機会を国民に提供する等の多面的機能を発揮し、**農林業、観光業等とも密接に関連しながら地域産業を形成している。**

- 中略 -

こうした状況を踏まえ、内水面漁業施策の推進に当たっては、内水面資源の維持増大を図ること、漁場環境の保全・管理のための活動の核として内水面漁協が持続的に活動できるようにすること、及び遊漁や川辺での自然との触れ合いが促進され**水産物の販売や農業・観光業との連携による地域振興が進展することを旨として**、関係府省、地方公共団体及び内水面漁協等が連携し、必要な施策を総合的に推進することとする。

→現在の漁業法及び関連法には、地域資源としての川の活用を行うための定義（ex.農業や観光業との連携）が定義がなく（逆に既存法律は邪魔している）、実運用面で使えていない。

①自立して持続可能な組織運営制度

（自主財源の確保可能な制度。善意に頼らない資源管理体制のため。）

②地域をないがしろにせず、外来種対策・天然魚保持等のバランスもととり、発展と調和を保つ

- 1. 遊漁料、増殖、組合、組合員等制度面の見直し
- 2. 漁協の役割から増殖と遊漁収入徴収分離を可能に
- 3. 方針を叶える法整備

- 地域との軋轢（ごみ、駐車場、騒音、地域還元がない等）
 - 漁協による委託判断基準に入れて要望出来るようにする
- 外来種、天然魚遺伝攪乱等の生物資源への影響
 - 法規制及び漁協による委託判断基準要望
- 委託期限完了後の漁協による事業の強制徴収

・・・他随時更新

各主体の対応範囲

	釣り人	漁協	都道府県漁連	都道府県	国
資源管理	・監視協力 ・遊漁券購入 ・内水面への理解	・監視強化 ・持ち帰り規制 ・禁漁区・C&R区間設定 ・山林整備連携	・資源管理方法の指導、協力 ・行政等情報のサポート	・増殖目標数設定方法見直し	・増殖義務制度自体の見直し
経営	・遊漁券購入 ・内水面への理解			・遊漁料設定の柔軟化 ・漁協の資料作成、行政提出資料の見直し	・組合員定義の見直し ・遊漁料設定制度の見直し ・漁協免許要件、水産資源管理主体要件見直し ・漁協から増殖と遊漁料徴収可能な制度に変更

上記随時更新

資源管理の基本

$$\text{資源量} = \text{自然増殖量} + \text{人工増殖量} - \text{自然減少量} - \text{漁獲高} - \text{遊漁量}$$

自然増殖	人口増殖	自然減少	漁獲高	遊漁量
・禁漁区の設定 ・C&Rの徹底 ・魚道等川の連続性の確保 ・産卵床造成	・放流（親魚放流、稚魚放流、発眼卵放流）	・鳥類、外来種のコントロール	・漁獲量制限 ・禁漁区	・持ち帰り規制（匹数制限） ・禁漁区 ・C&Rの徹底

太字：増殖として認められている行為

収支想定例： あまご1kg（成魚約15匹）＝1500円、 放流経費（トラック運搬・人件費） 1回200kgあたり31,000円（4名4時間×時給1000円＋運送費15,000円）、他販管費 300万/年

（職員おらず、事務所等の費用＋監視費用に支払いイメージで、後はボランティア）

1t放流の場合、1kgあたり販管費単価3000円。 1kgあたり費用＝4655円

1日遊漁券 2000円、年券10000円。 1人が釣り持って帰る量1日平均5匹。 年券利用者 6回/年 とする。

日券利用者収支 収入2000円－支出(4655/3)円（1人で約1/3kg分）＝ 450円 （←粗利22%程度）

年券利用者収支 収入10000円－支出(6人日30匹釣果/15匹)*4655円＝ 690円 ここから理事・職員給与支出

役員報酬 6名×50万円＝300万円、職員500万円の計800万円とすると、日券ベースで17,800枚ほど売れる必要あり。

連絡先：

一般社団法人ClearWaterProject 瀬川 宛

TEL: 052-861-2287 メール: support@tsuritickets.com